

英国の合意なきEU離脱に備えた ビジネス上の制度的留意点

2019年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

欧州ロシアCIS課

ブリュッセル事務所

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）がEU問題に詳しい野村コンサルティング・ヨーロッパに作成を委託したものです。報告書は2019年9月20日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

英国政府は2017年3月29日にEU条約第50条に基づき、EUからの離脱を通知、その後、英国政府はEUと2018年11月に離脱の条件をまとめた離脱協定案について合意したものの、英国内の議会承認手続きが難航。2019年9月現在でも英国の離脱の方向性はまとまらず、英国政府は議会主導で成立した離脱延期法案に基づき、2019年10月19日にEUに対して離脱の延期を要請しました。ただし同日、英ボリス・ジョンソン首相は延期を要請する書簡と併せて引き続き10月末の離脱を目指すとする別の書簡も送付。英国政府及び議会の状況は引き続き不透明である一方、EU27カ国も、離脱延期受入れをめぐる立場に相違が見られ、10月31日に合意のないまま英国がEUを離脱する可能性も引き続き排除できません。

さらに、仮にEUと合意した離脱協定が英国議会で可決され、EU離脱と同時に移行期間が開始されれば、2020年末までの移行期間中、英国では離脱前のビジネス環境が継続されますが、移行期間終了後の英EU関係については離脱後に開始する交渉の結果次第であり、移行期間中に新たな枠組みが発効しない場合、再び合意なき離脱と同様の状況に陥る可能性があります。

本報告書は2018年10月にジェトロが作成した報告書¹をアップデートするとともに、合意なき離脱となる場合に、EUと取引を行う在英企業、及び英国と取引を行う日本の企業が注意すべき点に特に焦点を当てています。

なお、2019年9月現在では、英国のEU離脱は10月31日午後11時（英国時間、ブリュッセル時間では11月1日午前0時）に予定されているところ、本報告書は原則9月20日時点（一部は10月21日に更新）の情報に基づき、留意点を整理したものです。

¹ [「英国のEU離脱（ブレグジット）に向けた日本企業の留意点」](#)

目次

I 税関手続き、関税	1
1 日本・英国間輸出入にかかる税関手続き	1
(1) 概要	1
(2) 日本から英国へ輸出する際の税関手続.....	1
(3) 日本から英国向け輸出時のその他の留意点（VAT等）	5
(4) 英国からの日本への輸入時の英国における税関手続.....	6
(5) 英国・日本間輸入手続きにかかる、AEO相互承認の状況	6
(6) 少額の自己輸送商品の税関手続き	7
2 ノーディールの離脱の際のEU・英国間の輸出入にかかる税関手続	8
(1) 概要	8
(2) 日本（を含む第三国）との輸出入経験がある在英企業の留意点.....	8
(3) ノーディールの離脱の際に導入される、EUから英国への輸入時の移行簡易手続き 13	
(4) 日英間の輸出入とEU・英国間の取引の内容が大きく異なる、もしくは現在英国拠点 がEU域外の国と輸出入を行っていない在英企業の留意点	16
(5) アイルランド共和国と北アイルランドの間の輸出入.....	17
(6) 少額自己輸送商品の税関手続き	18
3 関税	19
(1) ノーディールの離脱後の関税に関する留意点.....	19
(2) 英国の暫定的関税枠組み.....	20
(3) 暫定的関税枠組み後の関税枠組みに関する予想.....	21
(4) 関税率の比較.....	22
II 工業化学製品（REACH）、CEマーク	23
1 工業化学製品（REACH）規制	23
(1) 離脱前の英国におけるルール	23
(2) ノーディールの離脱の場合に、製品をEU市場に投入する場合の留意点.....	23
(3) ノーディール離脱の場合に、製品を英国市場に投入する際の留意点	25
(4) ノーディール離脱後のUK REACHにおける対応	26
2 CEマーク	32
(1) 離脱前の英国におけるルール	32
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点.....	33
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点.....	35
(4) 英国市場に投入される製品のUKCAマークの要件	36
III その他の特定産業に関する制度的留意点	38
1 EUエコラベル	38

(1) 離脱前の英国におけるルール	38
(2) ノーディールの離脱の場合、EU市場に投入する製品の留意点	38
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点	39
2 輸入事業者・販売事業者・認定代理人.....	40
(1) 離脱前の英国におけるルール	40
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点.....	40
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点	41
3 型式認証.....	43
(1) 離脱前の英国におけるルール	43
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点.....	43
4 医薬品.....	46
(1) 離脱前の英国におけるルール	46
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点.....	46
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点	47
5 食品表示.....	49
(1) 離脱前の英国におけるルール	49
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点.....	49
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点	51
6 金融.....	52
(1) 離脱前の英国におけるルール	52
(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場で活動する際の留意点	52
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点	53
7 輸送.....	54
(1) 離脱前の英国におけるルール	54
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUで活動する際の留意点.....	54
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点	55
IV その他の制度的留意点.....	57
1 情報社会サービス.....	57
(1) 離脱前の英国におけるルール	57
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUでサービスを提供する際の留意点	57
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国でサービスを提供する際の留意点.....	58
2 現地雇用.....	59
(1) 離脱前における英国のルール	59
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUでサービスを提供する際の留意点	59
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国でサービスを提供する際の留意点.....	60
3 駐在員.....	61

(1) 離脱前の英国におけるルール	61
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUに駐在員を置く場合の留意点.....	61
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国に駐在員を置く場合の留意点.....	61
4 個人データ保護	62
(1) 離脱前の英国におけるルール	62
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUから英国へ個人データを移転する場合の留意点	62
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国からEUへ個人データを移転する際の留意点 ...	63
5 専門資格.....	64
(1) 離脱前の英国におけるルール	64
(2) ノーディールの離脱の場合に、EUで活動する際の留意点.....	64
(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点.....	64
6 EU補助金.....	66
(1) 離脱前の英国におけるルール	66
(2) ノーディールの離脱の場合の、在EU企業の留意点.....	66
(3) ノーディールの離脱の場合の、在英企業の留意点.....	66
7 知的財産権	68
(1) 離脱前の英国における知的財産権保護制度	68
(2) 単一特許 (UNITARY PATENT)	68
(3) 欧州連合商標 (EUTM) と欧州共同体意匠 (RCD)	69
参考資料	

I 税関手続き、関税

1 日本・英国間輸出入にかかる税関手続き

(1) 概要

欧州連合条約（TEU：the Treaty on European Union）第50条に基づく合意なしに、英国がEUを離脱する場合（以下「ノーディールの離脱」）、離脱時点から、英国はEU域外の第三国（a third country）となり、EU法は適用されなくなる。

EU域内においては、物品の流通は自由で、加盟国間の取引に税関手続きは不要である。他方、EU加盟国以外の第三国との取引には、共通の税関手続きが適用される。英国と日本間の輸出入にかかる税関手続きについては、離脱以前から「EUと第三国間の輸出入」としてのルールが適用されており、離脱により英国にEU法が適用されなくなった場合でも、日英間輸出入にかかる原則の手続きに変更は生じない。

本項では、従来行われている日英間の輸入手続きを整理した上で、ノーディールにより受ける影響について説明する。

(2) 日本から英国へ輸出する際の税関手続

EU域内の事業者は、EU域外の第三国との輸出入を行う場合、事業者登録識別（EORI: Economic Operators Registration and Identification）番号を取得しなければならない。ノーディールでの離脱後、英国は、EUの制度から独立したEORI番号制度を導入するため、英国において、EU27カ国を含む、英国外の国との間の輸出入取引を行う場合、英国によって発行されたGBで始まるEORI番号が必要である。

英国の税関手続きは、税関手続き簡素化制度である「税関貨物簡易手続き（CFSP: Customs Freight Simplified Procedure）」の適用がある場合とない場合とで区別される。

① CFSPの適用がない場合（通常の税関手続き）²。

- ・ 単一行政書類（SAD: Single Administrative Document）と呼ばれるEU共通の通関申告書を、第三国からEU域内への輸入通関の際に提出する。実務的には、輸入事業者自身あるいは通関業者が代理人として、貨物輸出入通関処理（CHIEF: Customs Handling of Import and Export Freight）システムあるいは税関申告サービス（CDS: Customs Declaration Service）を利用して、電子申告する。CHIEFシステムあるいはCDSへのアクセスには、英国歳入関税庁

² Guidance: Customs declarations for goods brought into the EU, published 11 January 2019, from HM Revenue & Customs <https://www.gov.uk/guidance/customs-declarations-for-goods-brought-into-the-eu>

(HMRC : HM Revenue & Customs) によるアクセスの認可と専用アプリケーションが必要である。

- ・ 書類審査、税関検査の後、輸入許可があり、関税、輸入VAT、物品税（アルコール、タバコなどに課される税）を支払ったのち、英国を含む、EU域内での自由な流通が認められる。

② CFSPの適用がある場合³。

税関貨物簡素化手続きには、2種類の簡素化がある。いずれも、HMRCの認可が必要である。

- i. 簡易申告手続き (SDP : Simplified Declaration Procedure) では、国境における通関時に、簡易国境申告 (SFD: Simplified Frontier Declaration) を行い、事後（通関の翌月4労働日以内）に補足申告 (SD : Supplementary Declaration) を行う。
- ii. 申告者による記帳制度 (EIDR : Entry in the Declarant's Record) では、通関時点で、SFDの内容を自己の記録に記帳するが、当局に提出する必要はない。事後に補足申告を行う点はSDPと同様である。EIDRの認可を受けるためには、後述の通関簡素化事業者の資格 (AEOC) の認可が必要である。

関税と輸入VATは、通関の翌月15日に、関税繰延口座 (Duty Deferment Account) から引き落とされる。また、予想される月間の関税と輸入VAT額分の保証を差し入れる必要がある。

③ 特別な手続き (Special procedures)

- ・ 特別な手続きの利用が認可されている場合、それぞれの制度と認可内容に応じた税関手続きが適用される。CFSPと組み合わせることも可能である。現在、EU加盟国である英国で利用可能な特別な手続きは、EU関税法典⁴に基づく、EU共通の次の制度である⁵。
- ・ 英国におけるこれらの手続きは、ノーディールの離脱以後も、同じ制度が継続するが、英国当局（歳入税関庁 (HMRC)) による認可は、適用地域が英国に限定され、EU27カ国当局による認可は、英国では適用できなくなる。

³ [Notice 760: Customs Freight Simplified Procedures, updated 20 August 2018, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures)
<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures>

⁴ Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council of 9 October 2013 laying down the Union Customs code

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02013R0952-20190515&from=EN>

⁵ [Special Procedures \(other than transit\) Quick Info, the European Commission](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/10_taxud_ucc_special_procedures_other_than_transit_quick_info_en.pdf)

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/10_taxud_ucc_special_procedures_other_than_transit_quick_info_en.pdf

- ・ 英国当局により発行された認可は、ノーディールの離脱時点以降も、英国で有効であるが、認可条件をレビューし、対象となる商品（関税）分類番号の範囲、量、金額、その他の条件が、EU27カ国との取引が加わる部分をカバーしているかどうかを確認し、必要な場合、変更する必要がある。
- i. 再輸出加工 (inward processing) : 関税・VATの賦課を猶予された形で、非EU製品（EUでの自由な流通を認められていない製品）をEUに持ち込み、一つの加盟国あるいは複数の加盟国において加工処理を行うことを認める制度。加工後の製品は、再輸出するか、関税・輸入VAT等を支払って、EU内で流通させることができる⁶。
 - ii. 再輸入加工 (outward processing) : 再輸入することを条件に、EU製品（EUでの自由な流通を認められている製品）をEUから輸出し、EU域外で加工処理を行うことを認める制度。再輸入の際の関税は、EU域外で行われた加工処理による付加価値分が、対象となる。
 - iii. 一時輸入 (temporary admission) : 展示などの目的で、再輸出を条件に、最長24カ月間の、非EU製品の一時輸入を認める制度。加工は認められない。月あたり関税の3%相当額が賦課される。
 - iv. 特定目的のための輸入（EU関税法典の用語ではend use、英国関税法の用語ではauthorised use） : 非EU製品を特定の使用目的あるいは加工目的のために、関税を減免して輸入することを認める制度。
 - v. 保税倉庫 (customs warehousing) : 保税倉庫を出るまで、関税・VATの支払いを保留することを認める制度。保税倉庫は、複数の加盟国における複数の拠点にまたがるのが可能である。
 - vi. 自由貿易地区 (free zone) : 関税、VAT、輸入諸税の賦課を免除される認可された場所。物品を自由貿易地区から出し、EU加盟国で自由に流通させる場合、税関手続きが行われる。

EUの制度においては、再輸出加工、再輸入加工、一時輸入、特定の目的のための輸入、保税倉庫に関しては、複数の加盟国で有効な認可を受けることができる。

ノーディールの離脱以前に、英国当局により発行された認可が、複数の加盟国における保税倉庫の認可など、英国だけでなく、EU27カ国に関わる場合、英国に関わる部分は、ノーディールの離脱後も有効であるが、EU27カ国に関わる部分は失効する。また、ノーディールの離脱以前に、英国以外のEU加盟国当局によって発行された認可が、英国にお

⁶ EUの再輸出手続きについては、ジェトロウェブサイトも参照されたい。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_03/pdfs/eu_P20_3K010.pdf

る特別な手続きの適用を認めている場合、ノーディールの離脱後、英国では適用できなくなる。英国において適用を継続したい場合、英国当局から認可を取得する必要がある。

ノーディールの離脱後に取得する認可は、EU27カ国当局による認可の適用範囲はEU27カ国であり、英国当局による認可の適用範囲は、英国に限られる。

④ 認可事業者 (AEO: Authorised economic operator) ⁷

EU加盟国における認可事業者は、EU関税法典に基づく制度である。通関簡素化事業者の資格 (AEOC : AEO status customs simplification) と、セキュリティ安全事業者の資格 (AEOS : AEO status security and safety) がある。一つの加盟国で認められたAEOの資格は、全加盟国において認知される。

AEOCを保持している場合、CFSP適用の申請と認可が迅速になる、申告者による記帳の際の当局への通知義務免除が認められる、関税繰延口座の保証の70%減額が認められる、などのメリットがある。

AEOSを保持している場合、リスクスコアが低くなり、通関検査の頻度が少なくなるとともに、通関が迅速になる。また、相互認証協定を結んでいるEU域外の第三国 (米国、日本、ノルウェー、スイス、中国) においても、同様の恩恵を受けられる。

⑤ トランジット (Transit) ⁸

トランジットは、税関手続きを行わず、関税等の輸入に関わる諸税を支払わずに国境を通過することを認める制度である。税関手続きは、最終目的地において、行われる。

欧州のトランジット制度は、EU関税法典で定められているEU加盟国間のEUトランジット (Union Transit) 制度と、EUとアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、トルコ、北マケドニア、セルビアの間の、共通トランジット手続き協定 (CTT: Convention of 20 May 1987 on a common transit procedure) に基づく制度で構成されている。

英国は2019年1月30日に、EUとは別の締約国として、共通トランジット手続き協定に加入する手続きを終えた。ノーディールの離脱日に共通トランジット手続き協定加入が発効する。EU関税法典と共通トランジット手続き協定の規定は、実質的に同じであるため、同協定の発効により、英国を通過する輸出入において、ノーディールの離脱による利用者に対する影響はほとんどない、と考えられる。

⁷ [Guidance: Authorised Economic Operator for imports and exports, published 21 September 2012, last updated 7 June 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification)

<https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification>

⁸ 連合トランジット及び共通トランジット

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/what-is-customs-transit/common-union-transit_en

(3) 日本から英国向け輸出時のその他の留意点 (VAT等)

前述のとおり、基本的な税関手続きはノーディールの離脱前後で現状と大きな変化はないが、ノーディールの離脱に伴って、下記の変更が行われることに留意すべきである。

- ① 英国における輸入VATを、通常の定期的なVAT申告の中で処理することが認められる。すなわち、事業目的の輸入品のVATに関しては、輸入VATの申告と還付をVAT申告の中で行うことが可能になり、キャッシュフロー上の利点がある。
- ② 郵送可能な135ポンド以下の商品を、英国外から英国に向けて販売している英国に拠点を持たない販売事業者は、次の点に留意の上、ノーディールの離脱後、英国歳入関税庁 (HMRC) に登録し、輸入VATを支払わなければならない。登録、申告、納税は、オンラインで行われる⁹。
 - ・ 「郵送可能な」とは、手紙、小包、その他の、郵送可能な商品を指し、郵送以外の方法で送られる場合も含まれる。
 - ・ 商品のVAT税率が0%の場合も、申告は必要である。
 - ・ 販売事業者自ら登録せずに、輸送業者に輸入VAT支払いを委託することも可能である。
- ③ 生きた動物、動物起源製品、高リスク食品、非動物由来の動物用飼料を英国へ輸出する場合、ノーディールの離脱後は、EUのTRACES (域内畜産貿易管理情報システム : Trade Control and Expert System) ¹⁰の代わりとして、IPAFFS (the Import of Products, Animals, Food and Feed System) が導入される¹¹。
 - ・ 日本から英国向けに該当産品を輸出する場合には、離脱後ただちにIPAFFSを利用しなければならない。すなわち、EU向け輸出製造者としてTRACESに登録した情報を、英国向け輸出を行っている場合IPAFFSに改めて登録する必要がある。
 - ・ IPAFFSの利用登録は以下から手続き可能。

https://www.gov.uk/guidance/import-of-products-animals-food-and-feed-system?utm_source=b25d84f0-183e-4dde-b80b-a5aea3230e0f&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily

⁹ [Guidance: Import VAT on parcels you sell to UK buyers \(VAT notice 1003\), published 14 February 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/import-vat-on-parcels-you-sell-to-uk-buyers-vat-notice-1003)

<https://www.gov.uk/guidance/import-vat-on-parcels-you-sell-to-uk-buyers-vat-notice-1003>

¹⁰ https://ec.europa.eu/food/animals/traces_en

¹¹ 英国政府ガイダンス「the Import of Products, Animals, Food and Feed System :IPAFFS」 (2019年3月18日発行、10月2日更新)

https://www.gov.uk/guidance/import-of-products-animals-food-and-feed-system?utm_source=b25d84f0-183e-4dde-b80b-a5aea3230e0f&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily

(4) 英国からの日本への輸入時の英国における税関手続

- ① 特別な手続、税関貨物簡易手続（CFSP）の適用がない場合
英国からEU域外へ物品を輸出する際には、英国において輸出申告を行わなければならない。様式は、EU共通の単一行政書類（SAD）だが、実務的には、英国輸出システム（NES: National Export System）を通じた、電子申告が義務付けられている。データは貨物輸出入通関処理（CHIEF）システムに入力され、次の4段階のプロセスを経て、輸出に至る¹²。
 - i. 貨物発送前に輸出申告書を電子的に提出
 - ii. 税関当局へ貨物を電子的に提示（英国ではCHIEFへの「到着」メッセージ）
 - iii. 輸出許可（P2P : Permission to Progress）を付与し、電子的に通関
 - iv. CHIEFシステム上の電子的な「出発」メッセージ。
- ② CFSPの適用がある場合¹³
CFSPには、2種類の簡素化がある。いずれも、HMRCの認可が必要である。
 - i. 簡易申告手続（SDP）では、通関までに、出荷前通知（PSA: Pre-Shipment Advice）と呼ばれる簡易申告を電子申告する。輸出許可（P2P）受領後、貨物は輸出できる。その後、発送あるいは輸出許可のいずれか早い方から14日以内に、補足申告（SD）を電子申告しなければならない。事前にセキュリティと安全性に関するデータを提出しない場合、貨物の運送業者は、搬出略式申告（EXS : Exit Summary Declaration）を電子申告しなければならない。
 - ii. 申告者による記帳制度（EIDR）では、通関時点で、簡易申告の内容を自己の記録に記帳するが、当局に提出する必要はない。事後に補足申告を行う点は簡易申告手続（SDP）と同様である。EIDRの認可を受けるためには、前述の、通関簡素化事業者の資格（AEOC）の認可が必要である。

(5) 英国・日本間輸出入手続にかかる、AEO相互承認の状況

英国との間では、2010年に合意された日EU・認定事業者（AEO）相互承認取決めの枠組みの下、日英両国において、両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関が認められている。

¹² Notice 275 「税関輸出手続、2018年4月18日付（HMRC）」
<https://www.gov.uk/government/publications/notice-275-customs-export-procedures/notice-275-customs-export-procedures>

¹³ [Notice 760: Customs Freight Simplified Procedures, updated 20 August 2018, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures)
<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures/vat-notice-760-customs-freight-simplified-procedures>

日本の財務省関税局は、ノー・ディールの離脱となった場合、日英両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関を継続させるため、日英両政府はAEO相互承認取決めの署名及び実施に向け準備を進めていることを明らかにしている¹⁴。

(6) 少額の自己輸送商品の税関手続き

離脱前の現状では、課税価額873英国ポンド（以下「ポンド」、1ポンド＝約135円、2019年9月20日付レート¹⁵）を超える商品については、通関時に通常の申告が必要である。自己輸送品の輸出入申告をするためには、輸送の少なくとも48時間前までにEORI番号を取得している必要がある。873ポンド、重量1,000kg以下の商品（バッグに入った商品（MIB: Merchandise in baggage）と呼ばれる）については、口頭による簡易申告¹⁶が認められている。

ノーディールの離脱後は、輸出、輸入ともに、簡易申告が認められる自己輸送商品の課税価額の上限が900ポンドに引き上げられる¹⁷。この簡素化手続きを利用せず、口頭申告を含む、他の通関手続きを利用することも可能である。

簡易申告は、MIB向け管理対象品リスト掲載品¹⁸、物品税の対象品、輸出入ライセンス対象品には適用されない。

¹⁴ http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/brexit_aeo.htm

¹⁵ 欧州中央銀行（ECB）公表の9月20日付参照為替レート

¹⁶ [The Customs \(Import Duty\) \(EU Exit\) Regulations 2018; The Customs \(Export\) \(EU Exit\) Regulations 2019](#)

¹⁷ 2019年10月15日更新の英国政府ガイダンスに基づく情報。

<https://www.gov.uk/guidance/bringing-merchandise-to-the-uk-in-your-baggage>

<https://www.gov.uk/guidance/taking-merchandise-from-the-uk-in-your-baggage>

¹⁸ [ANNEX A – LIST OF CONTROLLED GOODS FOR USE FOR MERCHANDISE IN BAGGAGE](#)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/784662/General_Amendments_ANNEX_A_to_Draft_Notices.pdf

2 ノーディールの離脱の際のEU・英国間の輸出入にかかる税関手続

(1) 概要

離脱前の英国とEU27カ国の間の物品の取引は、輸出入としての税関手続は一切不要で、国内取引と同様である。ノーディールの離脱時点から、EUにおける物品の自由な流通は、英国には適用されなくなる。ノーディールで離脱した場合、英国とEU27カ国間の取引に際して、日英間、日EU間の貿易にかかる税関手続と同様の手続が新たに発生することになる。具体的には、税関申告、税関検査、動植物検疫、規格への適合検査が適用され、関税、輸入付加価値税（VAT）、物品税等の徴収が行われる。欧州委員会は、これまで数度にわたり発表されたコミュニケーション（指針）において、ノーディールの離脱の場合の、英国とEU間の物品取引に対する税関手続の導入に備えるよう、事業者に注意を喚起している¹⁹。

税関手続の導入は、ノーディールの離脱に際して、大きな影響を与える可能性がある問題の一つである。国境における物流の遅延が予想されているだけでなく、税関手続に関わる追加の事務負担は、相当なものが予想される。

もともと、すでに英国と日本などEU域外国の間の輸出入に関わっている事業者の場合、これまで日英間の輸出入で対応していた税関手続を、英国とEU27カ国間の取引にも適用することで、基本的に解決する。ノーディールの離脱による税関手続の問題は主として、これまでEU法のもとで統一された制度だったものが、EU法と英国法に分かれることに由来する問題と、英国がEU加盟国である間は、EU域外の第三国としての手続を進められないことである。これまでEU加盟国間の取引だけを行ってきた事業者にとっては、税関手続に対応しなければならない、という新たな問題が加わる。本項では、在英企業の視点で、英国とEU27カ国間の取引の留意点をまとめる。

(2) 日本（を含む第三国）との輸出入経験がある在英企業の留意点

日本（を含む第三国）との輸出入の経験がある在英企業の場合、EU27カ国との輸出入は、ノーディールの離脱時点から原則として日本との輸出入と同じ手続になる。この場合、次の問題に留意する必要がある。

¹⁹ 最新のコミュニケーションは2019年9月4日に発表。[COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf

① 事業者登録・識別（EORI）番号²⁰の問題

- ・ ノーディール離脱後、英国の事業者が、EU27カ国との取引を含む、英国外の国との間で輸出入を行う場合、英国で発行された「GB」で始まる、EORI番号が必要である。
- ・ 英国の事業者がEU27カ国の取引先と、ノーディールの離脱後も取引を継続するためには、取引先もEORI番号を持つ必要がある。EU27カ国では、「GB」で始まるEORI番号は無効になるため、「GB」で始まるEORI番号を使用している場合、EU27カ国のいずれかでEORI番号を取得する必要がある。
- ・ 例えば、EU27カ国と英国の間の取引が、本店と同一法人の拠点（支店、恒久的業務施設（permanent business establishment）、非恒久的業務施設）の間の取引である場合、ノーディールの離脱後は、英国とEU27カ国の拠点で、別々のEORI番号が必要となる。EUでは、複数のEORI番号を単一の事業者が発行することはできないため、英国で発行されたEORI番号を持つ事業者が、EU27カ国側でEORI番号を取得できる、あるいは、EU27カ国で発行されたEORI番号を持つ事業者が、英国のEORI番号を取得できるのは、原則として英国のEU離脱後になる。
- ・ 欧州委員会は、EU27カ国側の対応として、事業者に対し、事前にEORI番号の申請を行う事を勧めている。また、加盟国当局に対しては、ノーディールの離脱日以降有効になるEORI番号を、ノーディールの離脱以前に発行できるとしている²¹。
- ・ 英国当局により発行された認可が、EU27カ国で無効になるだけでなく、「GB」で始まるEORI番号に対して、EU27カ国の当局が発行した認可も無効になる。

欧州委員会では、「GB」で始まるEORI番号に対してEU27カ国の当局が発行した認可に関しては、EU27カ国によって発行されるノーディールの離脱日以降有効になるEORI番号に差し替え、地理的な修正（英国の削除）を行うことで、多くの認可は、実質的に継続することができるとしている²²。

② 拘束的関税分類情報（BTI：Binding tariff information）と拘束的原産地情報（BOI：Binding origin information）の決定の問題²³

²⁰ EORI番号についてはジェトロウェブサイトも参照のこと。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_03/pdfs/eu_p15_3I010.pdf

²¹ 欧州委員会ガイダンス「英国のEU離脱とノーディール時の税関関連事項」（2019年3月11日発行）

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/guidance-customs-procedures.pdf>

²² 同上

²³ 同上。なお、EUの原産地に関する事前教示制度についてはジェトロ調査レポート「EU加盟各国における特惠原産性の事前教示制度」（2018年12月）も参照のこと。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/1a55b60986d7f01e/20180034.pdf

EUでは、輸入品あるいは輸出品の関税品目分類と原産地に関し、事前に、EU全加盟国で拘束力のある決定を、EU加盟国当局に求めることができる。

- ・ ノーディールの離脱以降、英国当局によって発行された決定は、EU27カ国では無効になる。
- ・ EU27カ国の当局によって「GB」で始まるEORI番号に対して発行された決定も、ノーディールの離脱以降、無効になる。BTI決定とBOI決定は、修正ができないため、EU27カ国の当局に、EU27カ国で発行されたEORI番号を使って、新たな決定を申請する必要がある。
- ・ 英国原産分が決定要因になっているBOIに関しては、無効になる。
- ・ ノーディールの離脱後、英国でも、英国内だけに適用されるBTIやBOI制度が維持される見込みである²⁴。

③ 税関貨物簡易手続き（CFSP）の問題²⁵

英国の輸入事業者が、CFSPの適用を認可されている場合、ノーディールの離脱後は、EU27カ国から英国への輸入に対しても、引き続き適用することができる。再輸出入加工など特別な手続きの適用を認められている場合、EU27カ国からの輸入にも適用できる可能性があるが、認められている特別な手続きの条件をレビューし、ノーディールの離脱の場合の適用可否、条件の拡大・変更が必要かどうかを検討する必要がある。その際、下記の点に留意する必要がある。

- ・ 英国における現在の税関手続きは、EU関税法典およびその改正に基づいている。ノーディールの離脱以後も、同じ制度が継続するが、英国当局（歳入税関庁（HMRC））による認可は、適用地域が英国に限定され、EU27カ国当局による認可は、英国では適用できなくなる。また、英国当局による認可も、EU27カ国では適用できなくなる。
- ・ 英国当局により発行された認可は、ノーディールの離脱時点以降も、英国で有効であるが、認可条件をレビューし、対象となる商品（関税）分類番号の範囲、量、金額、その他の条件が、EU27カ国との取引をカバーしているかどうかを確認し、必要な場合、変更する必要がある。
- ・ 英国当局により発行された認可が、複数の加盟国における保税倉庫の認可など、英国だけでなく、EU27カ国に関わる場合、英国に関わる部分は、ノーディールの離脱後も有効であるが、EU27カ国に関わる部分は、失効する。

²⁴ 英国政府は、ノーディールの離脱後に導入されるオンラインによるBTI申請システムの試験への参加を、既存のBTI所持者に求める通知を行った。また、BOIは、EUの関税法点だけでなく、WTOルールにも定められている（マラケシュ合意附属書1A第3条(f)）ため、ノーディールの離脱後も英国において、継続される見込みである。

²⁵ 欧州委員会ガイダンス「英国のEU離脱とノーディール時の税関関連事項」（2019年3月11日発行）
<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/guidance-customs-procedures.pdf>

④ 特別な手続き

再輸出加工など、EU27カ国に関わる部分の特別な手続きの適用は、EU27カ国の当局に申請する必要がある。欧州委員会では、事前にEU27カ国の権限ある当局に申請を行い、ノーディール離脱日以降有効になる認可を発行する準備を求めることが可能であるとしている²⁶。

- ・ 英国以外のEU加盟国当局によって発行された認可が、英国における特別な手続きの適用を認めている場合、ノーディールの離脱後、英国では適用できなくなる。例えば、関税・VATの賦課を猶予された状態で部品原材料をEUに持ち込み、英国を含む、複数の加盟国において加工処理を行った後で再輸出する、再輸出加工に関わる認可などが考えられる。
- ・ 欧州委員会は、地理的な修正（英国の削除）を行うことで、多くの認可は、実質的に継続することができるとしている²⁷。
- ・ 英国以外のEU加盟国当局によって発行された特別な手続きの認可に基づいて、ノーディール離脱以前に英国に持ち込まれた物品が、ノーディールの離脱以後も英国にある場合、離脱日から12カ月以内に、輸出、または、英国で認可された特別な手続きへの移転、関税・VATを支払った上で、英国で流通させるなどの、処理を行わなければならない²⁸。
- ・ またこの場合、当該物品が、ノーディールの離脱後に英国からEU27カ国に輸入される際には、EU外からの輸入とみなされる²⁹。
- ・ 英国当局によって発行された特別な手続きの認可に基づいて、ノーディールの離脱以前にEU27カ国に持ち込まれた物品が、ノーディールの離脱以後も、その認可の下でEU27カ国にある場合、制度適用がなくなるため、離脱日までに、他の有効な特別な手続きへの移転、再輸出、廃棄などの処理を行わなければならない。制度適用がなくなる場合、関税が賦課される³⁰。

⑤ 保証

EU関税法典では、特別な手続きの認可に当たって、関税や輸入VATの額に相当する保証を差し入れることを求めている。

²⁶ 同上

²⁷ 同上

²⁸ [Guidance: Changes to your customs authorisations in a no-deal Brexit, published 6 March 2019 from: HM Revenue & Customs](#)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-your-customs-authorisations-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal>

²⁹ [GUIDANCE NOTE: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND CUSTOMS RELATED MATTERS IN CASE OF NO DEAL, published 11 March 2019, from the European Commission](#)

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/guidance-customs-procedures.pdf>

³⁰ 同上

- ・ 英国歳入関税庁（HMRC）は、英国のEU離脱後は、「再輸出加工」、「再輸入加工」、「一時輸入」、「特定目的のための輸入」、「保税倉庫」の認可に当たって、保証を求めないとしている。また、保証を再導入する場合には、12カ月間の予告期間を設けるとしている。但し、過去に申告の遅れや、関税やVATの未払い、認可条件を遵守しなかったこと、などがあった場合には、保証を求められる可能性がある³¹。
- ・ HMRCは、関税繰延口座を利用する際の保証は、ノーディールの離脱後も継続するとしている³²。ノーディールの離脱後に、EU27カ国からの輸入分に対する関税の額が増える場合、当局に関税繰延口座の上限額引上げを求めると共に、保証を、予想関税額に対応させなければならない。
- ・ HMRCは、ノーディールの離脱後に、英国のVAT事業者に対して、輸入VATを通常の月次（あるいは四半期ごと）のVAT申告の中で、処理することを認める³³。すなわち、事業目的の輸入品のVATに関しては、輸入VATの申告と還付を通常のVAT申告の中で行うことが可能になる。この処理方法は、現在の、EU加盟国間取引におけるVAT処理方法をモデルにしている。移行簡易手続き（2.(3)参照）を利用する場合には、輸入VATは、通常のVAT申告の中で処理しなければならない³⁴。

⑥ 認定事業者（AEO）

- ・ 英国の事業者がAEOの資格を英国歳入関税庁（HMRC）によって認可されている場合、AEOの資格は、英国のEU離脱後は、英国のAEO制度に自動的に移行され、事業者には、英国のAEO制度に基づく認可証とロゴが発行される³⁵。
- ・ HMRCによって認可されたAEOの資格は、ノーディールの離脱後は、EU27カ国では無効になる。ノーディール後の英国のAEO制度に基づく資格は、EU27カ国にある支店、恒久的施設には適用されないため、EU27カ国における支店、恒久的施設は、EU加盟国に対して、AEOの資格を申請しなければならない。
- ・ EU27カ国の当局によって認可されたAEOの資格は、ノーディールの離脱後は、英国によって認知されない。このため、EU27カ国の当局によって認可されたAEOの資格に基づいて、英国における税関手続きを行っている場合、ノーディールの離脱

³¹ [Guidance: Changes to your customs authorisations in a no-deal Brexit, published 6 March 2019 from: HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/changes-to-your-customs-authorisations-in-a-no-deal-brexit)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-your-customs-authorisations-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal>

³² 同上

³³ [Guidance: Accounting for import VAT in a no-deal Brexit, published 6 March 2019, updated 16 September 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/accounting-for-import-vat-in-a-no-deal-brexit)

<https://www.gov.uk/guidance/accounting-for-import-vat>

³⁴ 同上

³⁵ [Guidance: Changes to your customs authorisations in a no-deal Brexit, published 6 March 2019 from: HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/changes-to-your-customs-authorisations-in-a-no-deal-brexit)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-your-customs-authorisations-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal>

後は、AEOの資格に基づく恩典を受けることができない。税関手続簡素化の資格（AEOC）により、関税繰延口座に対する保証が70%減額されるが³⁶、EU27カ国の当局によって認可されたAEOCの資格が英国で認知されなくなると、保証を引き上げなければならなくなる。

⑦ 生きた動物、動物起源製品、高リスク食品等の英国への輸出

前述の通り、生きた動物、動物起源製品、高リスク食品、非動物由来の動物用飼料を英国へ輸出する場合、ノーディールの離脱後は、EUのTRACES（域内畜産貿易管理情報システム）の代わりとして、IPAFFSが導入される。

ただし、EU加盟国から輸出する場合の手続き詳細は現時点で確定しておらず、確定次第英国政府のガイダンスページ内で更新予定とされている。

⑧ 二重用途物品輸出ライセンス

英国は、ノーディールの離脱日から、EUの包括的な一般輸出許可の対象に加えられる³⁷。英国も、ノーディールの離脱日から適用されるオープン包括輸出ライセンスをEUに対して認めた³⁸。このため、二重用途物品をEUと英国の間で輸出入する際に、個別の輸出ライセンスを取得する必要はない。

(3) ノーディールの離脱の際に導入される、EUから英国への輸入時の移行簡易手続き

① 通常の輸入手続きと移行簡易手続きの違い

英国において、簡素化手続きを利用しない輸入手続きでは、通関時に通常の申告を行い、関税・輸入VAT全額を支払う必要がある。EUから英国向けの輸出において、ノーディールでの離脱の際に英国で導入される予定の「移行簡易手続き」（transitional simplified procedures）を利用した場合、通関時に簡易申告を行うことで、関税、輸入VATの支払いを遅らせることができる。

② 移行簡易手続きの概要

³⁶ [Guidance: Authorised Economic Operator for imports and exports, published 21 September 2012, last updated 7 June 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification)

<https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification>

³⁷ Regulation (EU) 2019/496 of the European Parliament and of the Council of 25 March 2019 amending Council Regulation (EC) No 428/2009 by granting a Union general export authorisation for the export of certain dual-use items from the Union to the United Kingdom.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0496&qid=1569093578905&from=EN>

³⁸ [Open General Export Licence \(Export of Dual-Use items to EU Member States\), dated 2 April 2019, granted by the Secretary of State](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/795240/19-ogel-eu-dual-use__1_.pdf)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/795240/19-ogel-eu-dual-use__1_.pdf

英国内の輸入者が登録することで、移行簡易手続きを利用できるようになる。すでに、日本を含む第三国からの輸入を行っている場合には、EUからの輸入時にその際の申告方法を継続することも可能。

移行簡易手続きは、(1)輸入規制の対象となっていない標準的な物品を対象とした手続き (the standard goods procedure)³⁹と、(2)移行簡易手続き管理対象品リスト (List of controlled goods for transitional simplified procedures)⁴⁰に掲載された物品 (アルコールやタバコなど物品税の対象になる物品と輸入許可が必要な物品) を対象とした「管理対象品手続き」 (the controlled goods procedure)⁴¹でそれぞれ異なる。標準的な物品を対象とした手続きは、CFSPの申告者による記帳制度 (EIDR) が、管理対象品手続きは、税関貨物簡易手続き (CFSP) の簡易申告手続き (SDP) がベースとなっている (1. (2) ②参照)。

移行簡易手続きへの登録の条件は、以下のとおり⁴²。

- ・ 「GB」で始まるEORI番号を持っている。
 - ・ 英国に拠点を持っている (英国居住者、英国で登記されている法人、英国の恒久的施設)。
 - ・ EUから英国に物品を輸入している。
 - ・ EUから英国への輸入を行っていない場合、特別な手続きを利用する場合、申告期限を過ぎた申告がある場合、未払いの税・関税がある場合、破産している場合には、登録できない。
 - ・ 通関業者が、輸入事業者の代理人として申告を行う場合でも、輸入事業者は、移行簡易手続きに登録し認可を受けなければならない。
- a) 標準的な物品を対象とした手続き⁴³
- ・ 申告の一部として、英国国境に物品が到着するまでに、次の事項を記帳する。(税関へ申告する必要はない。)

³⁹ [Guidance: Importing standard goods using transitional simplified procedures, published 1 January 2019, from: HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/importing-standard-goods-using-transitional-simplified-procedures)

<https://www.gov.uk/guidance/importing-standard-goods-using-transitional-simplified-procedures>

⁴⁰ [Guidance: List of controlled goods for transitional simplified procedures, published 27 February 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/list-of-controlled-goods-for-transitional-simplified-procedures)

<https://www.gov.uk/guidance/list-of-controlled-goods-for-transitional-simplified-procedures>

⁴¹ [Guidance: Importing controlled goods using transitional simplified procedures, published 1 January 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/importing-controlled-goods-using-transitional-simplified-procedures)

<https://www.gov.uk/guidance/importing-controlled-goods-using-transitional-simplified-procedures>

⁴² [Guidance: Register for simplified import procedures in a no- deal Brexit, published 4 February 2019, last updated 6 September 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/register-for-simplified-import-procedures-in-a-no-deal-brex-it)

<https://www.gov.uk/guidance/register-for-simplified-import-procedures-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal#history>

⁴³ [Guidance: Importing standard goods using transitional simplified procedures, published 1 January 2019, from: HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/importing-standard-goods-using-transitional-simplified-procedures)

<https://www.gov.uk/guidance/importing-standard-goods-using-transitional-simplified-procedures>

- ✓ 荷物の参照番号（輸入事業者が選択する一意の番号）。
 - ✓ 荷物の内容と商品（関税）分類番号。
 - ✓ 輸入品の量。
 - ✓ 購入番号と販売請求書番号（入手できる場合）。
 - ✓ 通関評価額。
 - ✓ 配送方法。
 - ✓ サプライヤーの電子メールアドレス。
 - ✓ 証明書、ライセンスがある場合、そのシリアルナンバー。
- ・ 輸入品が国境を越えた時点で、英国に到着した日とおおよその時間を記帳する。
 - ・ 輸入品が英国に到着した翌月の4営業日以内に、補足申告（SD）を提出する。

輸入事業者自身が、補足申告をする場合、英国歳入関税庁（HMRC）のシステムへのアクセスの認可と専用アプリケーションを用意しなければならない。

- ・ 関税を納付する必要がある場合、関税繰延口座を作ることが必要となる。補足申告を提出した月の15日に、関税繰延口座から引き落とされる。関税繰延口座には、予想される月間関税額相当の保証を差し入れる必要がある。
 - ・ VAT事業者は、通常のVAT申告の際に、輸入VATを申告する。
- b) 移行簡易手続き管理対象品リスト（List of controlled goods for transitional simplified procedures）に掲載された物品を対象とした手続き
- ・ 国境における通関時に、簡易国境申告（SFD: Simplified Frontier Declaration）を行い、事後（通関の翌月4労働日以内）に補足申告（SD : Supplementary Declaration）を行う。
 - ・ 移行簡易手続き管理対象品リストに掲載された物品は、アルコールやタバコなど物品税の対象になる物品と、輸入許可や、証明書が必要な物品である。従って、輸入許可や、証明書が必要な物品の通関に際しては、必要な輸入許可や証明書が物品に添付されている必要がある。
 - ・ 関税、輸入VAT、物品税の支払いが発生する場合、関税と輸入VATは、SDを提出した月の15日に引き落とされ、物品税は、同月29日に引き落とされる。
 - ・ 移行簡易手続き管理対象品リストに掲載された物品と、標準的な物品を同時に輸入する場合、移行簡易手続き管理対象品リストに掲載された物品を対象とした手続きを利用することができる。

移行簡易手続きは、導入後3～6カ月後に見直しを実施する。また、制度を廃止する場合には、12カ月の予告期間が設けられる⁴⁴。

(4) 日英間の輸出入とEU・英国間の取引の内容が大きく異なる、もしくは現在英国拠点があるEU域外の国と輸出入を行っていない在英企業の留意点

日英間の取引と、英EU間取引の内容が異なる場合など、既存のEU域外との輸入手続きをEUとの取引に適用できない在英企業が、ノーディールの離脱後のEUとの取引において留意すべき点の概要を、以下に箇条書きで簡潔にまとめる。

① ノーディールの離脱後に、EUから英国に輸入する場合

EU加盟国側の輸出事業者が留意すべきポイント

- EU加盟国のEORI番号を取得していることを確認する。
- 輸出申告を通関業者に任せるか、自社で行うかを定める。
- 輸出ライセンスが必要か、物品税の対象となる物品か、輸出管理の対象となる物品か、輸入通関の際、動植物検疫などの検査の対象となるか、対象となる場合どのような準備が必要か、特定の場所で通関することが必要かなどを確認する。
- 輸送手段を決める。
- VATの支払い（デジタルサービス輸出の場合）、払い戻しの方法を確認する。
- 恒常的に輸出を行う場合など、EUの税関手続の簡素化や再輸出入加工など特別な手続き（1. (2) ③参照）を利用するかを決める。

英国の輸入事業者が留意すべきポイント

- 「GB」で始まるEORI番号を取得していることを確認する。
- 輸入申告を通関業者に任せるか、自社で行うかを定める。
- 恒常的に輸入を行う場合など、関税支払い時期を月ごとにまとめるためには、関税繰延口座を作る。
- 適用される商品（関税）分類番号、関税率、物品税率、VAT税率を確かめる。
- 輸入ライセンスの取得、輸入商品の表示変更、動植物検疫、特定の場所で通関すること、などが必要かどうか確かめる。
- 恒常的に輸入を行う場合など、移行簡易手続き（2. (3) 参照）あるいはCFSP（1. (2) ②参照）、特別な手続き（1. (2) ③参照）を利用するかを決める。

⁴⁴ [Guidance: Transitional simplified procedures, published 4 February 2018, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/transitional-simplified-procedures)
<https://www.gov.uk/guidance/transitional-simplified-procedures>

- 企業へのサポート：英国では、EU離脱後の輸出入に関するヘルプラインが設置されている⁴⁵。

② ノーディールの離脱後に、英国からEUへ輸出する場合

英国の輸出事業者が留意すべきポイント

- 英国のEORI番号を取得していることを確認する。
- 輸出申告を通関業者に任せるか、自社で行うかを定める。
- 輸出ライセンスが必要か、物品税の対象となる物品か、輸出管理の対象になる物品か、EUの輸入通関の際、動植物検疫などの検査の対象となるか、対象となる場合どのような準備が必要か、特定の場所で通関することが必要なことを確認する。
- 輸送手段を決める。
- VATの支払い（デジタルサービス輸出の場合）、払い戻しの方法を確認する。
- 恒常的に輸出を行う場合など、CFSP（1. (2) ②参照）や移行簡易手続き（2. (3) 参照）、特別な手続き（1. (2) ③参照）を利用するかを決める。

一方、ノーディールの離脱後に、英国からEUへ輸出する際にEU加盟国の輸入事業者が注意すべき留意点の概要は次の通りである。

- EU加盟国のEORI番号を取得していることを確認する。
- 輸入申告を通関業者に任せるか、自社で行うかを定める。
- 適用される関税（商品）分類番号、関税率、輸入VAT税率、物品税率を確かめる。
- 輸入ライセンスの取得、輸入商品の表示変更、動植物検疫、特定の場所で通関すること、などが必要かどうか確かめる。
- 恒常的に輸入を行う場合など、EUの税関手続の簡素化や税関貨物簡素化手続き制度（1. (2) ②参照）を利用するかどうか決める。

(5) アイルランド共和国と北アイルランドの間の輸出入

英国歳入関税庁（HMRC）は、ノーディールの離脱後の、アイルランド共和国と英国の北アイルランドの間の輸出入に関して、特別な措置を導入するとしている⁴⁶。

① 特別措置の概要

⁴⁵ Imports and exports: Brexit enquiries Telephone: 0300 3301 331 Monday to Friday, 8am to 6pm

⁴⁶ [Guidance: Customs procedures for moving goods between Ireland and Northern Ireland in a no-deal Brexit, published 29 March 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/customs-procedures-for-moving-goods-between-ireland-and-northern-ireland-in-a-no-deal-brex-it-published-29-march-2019-from-hm-revenue-&-customs)
<https://www.gov.uk/guidance/customs-procedures-for-goods-moving-between-ireland-and-northern-ireland-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal>

- ・ 通関業者を利用したり、EORI番号を取得したりする必要はない。
- ・ 関税の支払いや、通関申告は必要ない。
- ・ 北アイルランドとグレートブリテン（英国の本島）間の物品の移動に関しては、新たな要件や審査は設けられない。EU域内であるアイルランド共和国から、北アイルランドを経由してグレートブリテン（英国の本島）に、商業目的で輸入される物品には、関税を支払う必要はない。但し、その主たる目的が関税回避の場合には、当該物品の輸出国に関わらず、英国の関税が適用される。

② 特別措置の例外事項

- ・ アイルランド共和国から北アイルランドに輸入された物品については、輸入VATが賦課される。
- ・ 物品税の対象となっている物品（アルコール、タバコ等）、輸入ライセンスが必要な物品は、特別措置の対象とならない。
- ・ アイルランド以外のEU加盟国と北アイルランドの間の貨物には適用されない、

③ 留意点

上記の特別措置は、英国側の一方的な措置である。EU加盟国であるアイルランド共和国には、EU加盟国以外の国との国境において、通関検査をし、関税・輸入VATを徴収するなど、一連のEUルールを執行しなければならないEU法上の義務があることを、欧州委員会は2019年9月4日に発表された指針において明示的に確認した⁴⁷。

また、この指針において、欧州委員会は、ノーディールの離脱の場合には、EUと英国は共に、互いの物品に対し、特惠関税制度が適用されないWTO加盟国に適用される関税（実行最恵国税率）を課す、WTOルール上の義務があることを指摘している。

(6) 少額自己輸送商品の税関手続き

少額自己輸送商品の税関手続きについては、1.(6)参照。

⁴⁷ [COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission

3 関税

(1) ノーディールの離脱後の関税に関する留意点

① EUと英国間の輸出入に係る留意点

- ・ ノーディールの離脱日以降、EUは、英国からの輸入品に対し、WTO加盟国に対するEUの域外共通関税と貿易政策（反ダンピング課税等）を適用する。
- ・ 英国は「暫定的関税枠組み」（3.(2)参照）をノーディールの離脱後、最長12カ月間適用する予定である⁴⁸。これにより、EUから英国への輸入品には、暫定的関税枠組みが適用される予定である。

② 日本と英国間の輸出入に係る留意点

- ・ 日本から英国への輸出品には、EUから英国への輸入品と同様、暫定的関税枠組みが適用される予定である。日EU・EPAで定められた特惠関税率は、ノーディールの離脱と同時に適用されなくなる⁴⁹。
- ・ 英国からの日本への輸入品については、ノーディールの離脱と同時に日EU・EPAの適用対象から外れることとなり、MFN税率が適用される。

③ 日本とEU27カ国間の輸出入に係る留意点

- ・ 日本からEU27カ国への輸出品には、従前通り、日EU経済連携協定（EPA）で定められた特惠関税率が適用される。
- ・ EU27カ国から日本への輸入品についても、従前通り、日EU経済連携協定（EPA）で定められた特惠関税率が適用される。ただし、日EU・EPAをはじめとする、EUが締結した貿易協定は、英国には適用されなくなる。従って、貿易協定の特惠関税率を適用する条件である原産地の計算には、英国原産分を含めることはできなくなり、英国原産分が、特惠関税率適用の決定要因になっている場合、特惠関税率は適用できなくなる。

④ 特惠関税制度における原産地、累積にかかる留意点

⁴⁸ [Guidance: Check temporary rates of customs duty \(tariffs\) on imports after a no-deal Brexit](https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-a-no-deal-brex-it), Published 13 March 2019, last updated 20 March 2019 from Department for International Trade

<https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>

⁴⁹ 英国が移行期間を含む離脱協定のある状態で離脱した場合には、移行期間中、日EU・EPAが日英間貿易において適用される見込みである（2019年3月22日付日本税関プレスリリースによる）。

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement2.htm>

- ・ ノーディールの離脱日前後に輸出入される物品に関しては、出荷時点と到着時点で、ステータスが変わるリスクがあるため、注意が必要である。EU側の、ノーディールの離脱前後の原産地の取り扱いに関する留意点は、次の通りである⁵⁰。
 - ・ 英国で離脱日より前に生産され、離脱日以降にEU27カ国に輸出される物品は、EUの特恵関税制度においては、非EU原産品とみなされる。
 - ・ 離脱日以前に、EU27カ国で生産、英国に輸送され、離脱日以降に英国からEU27カ国へ輸入される物品は、EUの特恵関税制度においては、非EU原産品とみなされる。
 - ・ EUの特恵関税制度が適用される相手国（例えば、日本）を原産とし、離脱日以前に、EUの特恵関税制度の手続きに従って英国に輸入された物品が、離脱日以降にEU27カ国に輸入される場合、EUの特恵関税制度が適用される相手国の原産品とは見なされない。従って、EUの特恵関税制度における原産地の累積に加えることはできなくなる。

(2) 英国の暫定的関税枠組み

英国は、ノーディールの離脱後、最長12カ月間、暫定的関税枠組みを適用することを2019年3月13日に発表した⁵¹。さらに2019年10月8日、暫定的関税枠組みにおける一部の品目の関税率の変更案を発表した⁵²。

暫定的な関税率は、英国と自由貿易協定を結んでいる国⁵³及び一般関税特惠制度（GSP）対象国に適用される特惠関税率、その他のWTO加盟国（日本、EU加盟国、米国など）に適用される実行最恵国（MFN）税率、関税割当制度（特定の商品の輸入に際し、一定の輸入数量までは低税率を適用する制度）がそれぞれ設定される。

⁵⁰ [GUIDANCE NOTE: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND CUSTOMS RELATED MATTERS IN CASE OF NO DEAL, Brussels, 11 March 2019, European Commission](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/guidance-customs-procedures.pdf)

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/guidance-customs-procedures.pdf>

⁵¹ [Guidance: Check temporary rates of customs duty \(tariffs\) on imports after a no-deal Brexit, Published 13 March 2019, last updated 20 March 2019 from Department for International Trade](https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-tariffs-on-imports-after-a-no-deal-brex-it)

<https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>

ジェトロビジネス短信「ノー・ディールの場合の関税枠組みを発表（2019年3月14日）」も参照。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/d1ea06186ce46884.html>

⁵² <https://www.gov.uk/government/publications/temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit/mfn-and-tariff-quota-rates-of-customs-duty-on-imports-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

ジェトロビジネス短信「ノー・ディール時の暫定関税率を変更（2019年10月9日）」も参照。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/e8474c4338c0e73c.html>

⁵³ 英国のEU離脱後すぐに、自由貿易協定を発効させることに合意した貿易協定の相手国を更新している。[Guidance: UK trade agreements with non-EU countries in a no-deal Brexit from Department for International Trade](https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries-in-a-no-deal-brex-it)

https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries-in-a-no-deal-brex-it?utm_source=f2a35d6f-5737-4e0b-a2e3-8322ad1228ad&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=daily

なお、アイルランド共和国から北アイルランドに輸入される物品には、関税が賦課されないため、暫定的関税枠組みは適用されない⁵⁴ (2.(5)参照)。

(3) 暫定的関税枠組み後の関税枠組みに関する予想

英国は、WTOに対し2018年7月24日に、EU離脱後に適用される関税率、関税割当制度の譲許表 (Schedule) のドラフトを提出した^{55, 56}。EUの域外共通関税制度とほぼ同じ内容となっており、3カ月以内にWTO加盟国からの反対がなければ、自動的に承認されるはずであったが、反対を唱える加盟国が複数あったため、承認されなかった。英国政府は9月20日現在、WTO加盟国と個別に交渉しており、合意を得た上で、関税率及び関税割当制度の譲許表を採択することになる。離脱日までに合意が得られない場合も、英国は、未合意の関税率を適用することは可能である。WTOの譲許表は、関税率の上限に対する約束であり、より低い関税率を適用することはWTOとの関係においては問題にならない。

英国がWTOに対し関税率及び関税割当制度の譲許表案を提出したのは、EUからの離脱協定に関する英国の方針が発表された直後である⁵⁷。すなわち、EUと離脱協定を結んだ上でEUから離脱することを意識したものであった。ノーディールの離脱となった場合には、EUの域外共通関税率に歩調を合わせる必要はなくなる。英国が適用する関税率は、WTOに提出された譲許表上の税率を超えることができないが、その範囲内であれば、暫定的関税枠組みの税率を引き上げまたは引き下げすることも可能である。

さらに、EUのルールでは、関税収入の80%はEUの歳入となり、関税を集めた加盟国に残るのは20%である⁵⁸。EU離脱以降は、100%英国の歳入となるため、英国の関税率に関する裁量の余地は大きくなる。ノーディールの離脱から12カ月以内に、暫定的関税枠組みが見直される際には、英国産業界の意見を取り入れて一部の関税率が上がる可能性はあるが、いったん下げた関税率を上げると、物価への影響が大きいため、中期的な英国の関税率は、いったん下げた現在のEUの域外共通関税率さらによりも低い率が適用される可能性が高いと言える。

⁵⁴ [Guidance: Customs procedures for moving goods between Ireland and Northern Ireland in a no-deal Brexit, Published 29 March 2019 from: HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/customs-procedures-for-goods-moving-between-ireland-and-northern-ireland-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal)

<https://www.gov.uk/guidance/customs-procedures-for-goods-moving-between-ireland-and-northern-ireland-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal>

⁵⁵ [WTO News items](https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm) https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/mark_24jul18_e.htm

⁵⁶ [Schedule XIX – UK Goods Schedule](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf

⁵⁷ 英国政府は、[英国とEUの将来の関係に関する白書 \(チェッカーズ計画\)](#) を2018年7月12日に発表した。

⁵⁸ Article 2 of [Council Decision of 26 May 2014 on the system of own resources of the European Union \(2014/335/EU, Euratom\)](#)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014D0335&from=EN>

その一方で、ノーディールの離脱後、英国経済にマイナスの影響が続き、中期的に税収の落ち込みが続くことが明らかになった場合、低い関税率を維持するよりも、関税収入を増やすことで、歳入の落ち込みを緩和することを選ぶ可能性もある。その場合でも、WTOにおけるコミットメントがあるため、現在のEUの域外共通関税率を超えることはないと思われる。

(4) 関税率の比較

英国が2019年3月13日と10月8日に発表した暫定関税枠組みにおける関税率⁵⁹（WTO加盟国に適用される最恵国税率）と、日EU・EPA発効1年目に適用される関税率⁶⁰では、一部の品目に齟齬が見られる⁶¹。

日EU・EPAの発効1年目に適用される特惠関税率と比較して、英国の暫定関税率が高くなる場合には、日EU・EPAの適用を受けている、または今後適用予定の製品についてはマイナスの影響が予想される。一方、英国の暫定関税率がEPA特惠税率よりも低い場合には、日本からの輸出をさらに後押しする可能性があるものの、「特惠」のインセンティブは失われ、WTO加盟国に対して一律で同じ税率が課されることから、相対的に日本製品の競争力が高まることにはならない。

⁵⁹ [THE TARIFF OF THE UNITED KINGDOM Version 1.0, dated 13 March 2019](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/785939/Tariff_Reference_Document_13_March_2019.pdf)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/785939/Tariff_Reference_Document_13_March_2019.pdf

⁶⁰ [ANNEX 2-A TARIFF ELIMINATION AND REDUCTION](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/august/tradoc_157229.pdf#page=5), Agreement between the European Union and Japan for an economic partnership

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/august/tradoc_157229.pdf#page=5

⁶¹ 日EU・EPA税率と暫定関税枠組みにおける関税率の比較については、ジェトロ特集ページ「英国のEU離脱（ブレグジット）」「ブレグジットに関する法制度上の留意点」資料も参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

II 工業化学製品（REACH）、CEマーク

1 工業化学製品（REACH）規制

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUにおける化学品に対する主たる規制であるREACH（化学品の登録、評価、認可、制限）規則⁶²は、欧州経済領域（EEA：EU加盟国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）を対象とする。EEA内で年間1トン以上、生産あるいは販売している化学品の欧州化学品庁（ECHA）のデータベースへの登録や、REACH規則付属書XIVに掲載されている高懸念物質（SVHC：Substances of Very High Concern）の認可された用途での使用などの義務を定めている⁶³。

REACH規則の遵守手続きは、EEA内に設立された法人あるいは自然人によって行われなければならない。すなわち、製造事業者がEEAの企業である場合には、製造事業者自身が登録できるが、EEA外の製造事業者の場合には、EEA内の輸入事業者あるいは代理人（OR：Only Representative）によって行われなければならない。登録、登録内容の更新などの実務手続きは、REACH情報システム（REACH-IT）を通じて行われる。

(2) ノーディールの離脱の場合に、製品をEU市場に投入する場合の留意点

① 英国がEEA外の国になる影響

ノーディールの離脱の場合、英国企業は、EEA外の企業となり、EUのREACHによる規制の対象から外れる。英国とEUの間の化学品の売買は、日本など、EU外の国とEUの間の取引と同様に扱われるようになる。REACHへの登録は、EEA内に拠点を置く法人によって行われなければならないため、英国企業、英国の代理人による登録、認可は、英国のEU離脱後はEEA内では無効になる。

EEA外の企業が、英国に拠点を置く輸入事業者を通じて化学品をREACHに登録している場合、ノーディールの離脱後は、EEA内における登録がない状態になる。EEA内での販売を継続するためには、EEA内の輸入事業者か代理人を指名し、登録を移転しなければならない。

⁶² [Regulation \(EC\) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals \(REACH\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1569267130021&uri=CELEX:02006R1907-20190702), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC (Text with EEA relevance)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1569267130021&uri=CELEX:02006R1907-20190702>

⁶³ EU化学品輸入規制についてはジェトロウェブサイトも参照のこと。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_02/pdfs/eu_p01_2B010.pdf

同様に、EEA外の製造事業者が、英国に拠点を置く代理人を指名していた場合、英国以外のEEA内に拠点を置く代理人を新たに指名し、登録を移転しなければ、EEA内での販売を継続できない。

欧州委員会によると、2019年8月中旬までに、登録を英国からEU27カ国へ移転したのは、REACH登録者の52%に過ぎない⁶⁴。

② 英国からEEA内への登録の移転方法

- i. EEA外の製造事業者が、英国の輸入事業者あるいは代理人から、EEA内の輸入事業者あるいは代理人へ登録を移転する場合、下記の方法で行うことができる⁶⁵。
 - ・ EEA外の製造事業者が、英国内の輸入事業者あるいは代理人（現登録者）と、EEA内の輸入事業者あるいは代理人（継承者）との間で契約関係の変更を行う。
 - ・ 現登録者から継承者への登録の移転は、現登録者が、REACH-ITのアカウントから、「法人の変更（Legal entity change）」機能を通じて、ECHAに通知する。
 - ・ 登録の移転は、継承者が、REACH-ITの継承者のアカウント上で移転を承認した時点で有効になり、登録移転費用が継承者に対して請求される。
- ii. 英国内の現登録者は、ノーディールの離脱日以降、REACH-ITの機能に基本的にアクセスできなくなるため、ノーディールの離脱以前に、変更の通知を行う必要がある⁶⁶。
- iii. 輸入事業者あるいは代理人の変更契約が、ノーディールの離脱が現実に行われることを条件としている（すなわち、ノーディールの離脱がなければ登録の移転は行わない方針を採る）場合の方法は以下の通りである⁶⁷。
 - ・ REACH-IT上で、現登録者は、移転の通知を行うが、継承者は、移転をノーディールの離脱日まで承認しない。
 - ・ 英国がノーディールで離脱しなかった場合、継承者は、REACH-IT上で、移転のアップデートを現登録者に求め、現登録者がそのリクエストを受けて、移転をキャンセルする。
 - ・ 継承者が、移転を承認してしまった場合、移転費用の請求が発生するが、移転をキャンセルすれば、請求もキャンセルされるので、支払う必要はない。

⁶⁴ [COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf

⁶⁵ [How to transfer your UK REACH registrations prior to the UK withdrawal from the EU](https://echa.europa.eu/documents/10162/13552/how_to_transfer_uk_reach_registrations_en.pdf/1fb443ce-79de-6596-aae5-3f1033f1a5fb), published February 2019, from the European Chemicals Agency
https://echa.europa.eu/documents/10162/13552/how_to_transfer_uk_reach_registrations_en.pdf/1fb443ce-79de-6596-aae5-3f1033f1a5fb

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 同上

(3) ノーディール離脱の場合に、製品を英国市場に投入する際の留意点

① UK REACHの導入

英国は、離脱に際し、2018年に採択されたEU離脱法（the European Union (Withdrawal) Act 2018）によって、EUのREACH規則を、UK REACH規則として、そのまま英国国内法に導入する。英国の新制度は、UK REACHと呼ばれ、規制当局は、安全衛生庁（HSE: the Health and Safety Executive）となる⁶⁸。

ECHAと英国のHSEは、相互に独立した規制当局となるため、EEAと英国の両方で化学品を販売するためには、ECHAとHSEの両方に登録しなければならない。英国とEEAにまたがるサプライチェーンにおいて、物質、混合物、成形品を売買する場合、それらに含まれる物質が、ECHAとHSEの両方に登録されていることを確認することが必要になる。

新たに物質を、EEAと英国で販売する際にも、ECHAとHSE両方に登録する必要がある。その際にHSEで必要となる情報は、離脱当初はECHAで必要となる情報、手続き、様式と同じである。

また、新規登録の手続きと手続きにかかる時間、HSEの費用は、EUのREACHと同程度になる見込みである。

離脱当初は、UK REACHは、EUのREACHと同じ規制、手続きを導入するが、ノーディールの離脱の場合、英国における化学品に対する規制は、中長期的に、EUの規制とはかい離する可能性がある⁶⁹。

② UK REACH情報システム

ノーディールの離脱以降、欧州化学品庁のREACH-ITに代わって、UK REACHのためのオンライン情報システムとして、「Comply with UK REACH」が導入される。

離脱日以降、「Comply with UK REACH」を通じて、次のことが可能になる⁷⁰。

- ・ 英国企業が保有していたEUのREACH登録を、UK REACHで有効にする。
- ・ 川下のユーザーによる輸入通知（DUIN: downstream user import notification）を提出する。
- ・ 新しい物質の登録を提出する。

⁶⁸ [UK REACH guidance if there is no Brexit deal, updated 14/03/2019, from Department for Environment Food & Rural Affairs](https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf)

<https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf>

⁶⁹ 同上

⁷⁰ [‘Comply with UK REACH’: what you need to know about the IT system for UK REACH from Department for Environment Food & Rural Affairs](https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-it-guidance.pdf)

<https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-it-guidance.pdf>

- ・ 製品・加工を目的とした研究開発製品用の物質の登録義務適用除外（PPORD: product and process orientated research and development）の申請を行う。

但し、英国企業が保有しているEUのREACHによるPPORDをUK REACHで有効にすることと、認可に関する事項（新規の認可申請、EUのREACHによる認可をUK REACHで有効にすること、川下ユーザーによる使用認可通知）に関しては、システム上に機能がなく、HSEと電子メールでやり取りをする必要がある。

「Comply with UK REACH」情報システムに関する質問がある場合、離脱前は、REACH-IT@defra.gov.ukに送付する。ノーディールの離脱日以降は、電話による専用のヘルプラインが設けられる。ヘルプラインの電話番号は、離脱の前日に公表される模様である。

（4）ノーディール離脱後のUK REACHにおける対応

① 英国企業がEUのREACH登録を保有している場合

i. グランドファザリング

英国企業がEUのREACHに登録していた化学物質に関しては、UK REACHによって、法的に認知される。この法的認知は「グランドファザリング（grandfathering）」と呼ばれ、EU離脱後も英国市場で販売、使用を継続することを可能にする。

グランドファザリングによる登録転記には、HSEからの費用請求は発生しない。英国外の企業によって保有されている登録に関しては、グランドファザリングは適用されない。

ii. グランドファザリングの対象

グランドファザリングの対象となるのは、英国企業によって保有される全ての登録で、英国企業がEUのREACHの枠組みにおいて次の役割をはたしている登録が含まれる。

- a) 製造事業者（manufacturer）
- b) 輸入事業者（importer）
- c) 代理人（OR）
- d) 単独登録者（sole registrants）、主たる登録者（lead registrants）、共同登録者（joint registrants）

iii. グランドファザリングの対象となる登録の対象期間

離脱時点で英国企業によりEUのREACHに登録されている。

あるいは、離脱日前2年間のいずれかの時点で、英国企業によりEUのREACHに登録されていた場合。英国からEEA内の企業に登録を移転する場合（1. (2) 参照）、英国で登録がなくなり、ノーディールの離脱後は、英国での販売ができない可能性があるが、英国当局は、離脱日前2年間のいずれかの時点で英国企業によって登録されていた物質に関しては、UK REACHへの登録転記を認めることで、救済を行う。

iv. 必要なアクション

グランドファザリングの対象となる場合、次のアクションを取る必要がある。

- a) 離脱日から120日以内に、登録の基本情報をUK REACHのオンライン情報システムにアップロードする。
- b) 離脱日から2年以内に、登録物質のトン数に応じた技術的情報をアップロードする。但し、期限に関しては、変更される可能性がある。
- c) UK REACHで提出を求められる技術的情報の範囲は、英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）が発行したガイダンス（UK REACH guidance if there is no Brexit deal）の「付属書A 登録保有者（中間業者を除く）」と「付属書B 登録保有者（中間業者）」に記載されている⁷¹。提出を求められる情報の範囲は、EUのREACHで現在求められている情報と同じである。

v. EUのREACH登録の転記方法

- a) EUのREACH登録情報のダウンロード。
ノーディールの離脱までに、英国ベースのEUのREACHユーザーは、ECHAのREACH-ITアカウントに持つ全ての情報をダウンロードしておくべきである。ノーディールの離脱によって、英国ベースのユーザーは、ECHAのREACH-ITへアクセスできなくなる可能性がある一方で、EUのREACH登録確認書類と欧州化学品庁による決定書類が、UK REACHで必要になるためである。
- b) UK REACHアカウントの作成。
 - ・「Comply with UK REACH」が稼働を始めた後、「Government Gateway」（英国政府の電子行政ポータル）のアカウントでサインインして、UK REACHアカウントを作ることができる。
 - ・1法人につき1アカウントのみ作ることが認められること、アカウントの最初のユーザーが、その法人のアカウントの管理者になることを考慮して、管理者を決めてから、アカウントを作るべきである。
 - ・代理人（OR）は、自分のアカウントを作った後で、代理人として代表する各組織のアカウントを作ることができる。代表する各組織の機密を保つために、各組織のアカウントごとにサインインすることができる。
- c) EUのREACHへの登録内容のUK REACHでの有効化。
 - ・EUのREACHへの登録に対する、英国での法的認知を継続させるためには、ノーディールの離脱日から、120日以内に、UK REACHでEUのREACHでの登録を有効にしなければならない。UK REACHで、EUのREACHへの登録を有効にするためには、EU

⁷¹ [UK REACH guidance if there is no Brexit deal, updated 14/03/2019, from Department for Environment Food & Rural Affairs](https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf)

<https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf>

のREACHの国際統一化学物質情報データベース（IUCLID） 6の技術書類の様式で、アップロードしなければならない。

- ・ IUCLID技術書類の様式は、ECHAのREACH-ITで使われている様式と同じであるが、IUCLID 5またはそれ以前の様式の場合、IUCLID 6の様式（.i6z）に変換しなければならない。変更方法のマニュアルは、ECHAのサイトからダウンロードできる⁷²。
- ・ 離脱後120日以内に有効になった登録に関しては、グランドファザリングにより、審査は行われないため、EUのREACHへの登録情報をそのままアップロードすればよい。
- ・ アップロード後にUK REACH登録番号が発行される。登録を有効にするプロセスは、1物質あたり5分程度かかる。物質をまとめてアップロードする機能はないので、物質ごとに同じプロセスを繰り返す必要がある。

vi. 物質情報交換フォーラム（SIEF）

ノーディールの離脱後は、英国企業は、技術的情報と費用の共有を目的とするEUのREACHにおける「物質情報交換フォーラム」（SIEF）のようなグループの形成は求められないが、1物質1登録の原則を維持するために、UK REACHでも、EUのREACHの制度に類似した、登録前の物質調査制度が導入される予定である。詳細は、今後のガイダンスで発表される。

② EEA内のサプライヤーから英国に輸入している場合

EEA内のサプライヤーは、ノーディールの離脱後、UK REACH規制上、英国外のサプライヤーとなる。EU離脱前にEEA内のサプライヤーからEUのREACHに登録されている化学品を、物質、混合物、成形品として購入している川下のユーザーや販売事業者は、離脱後はUK REACH上の輸入事業者となり、UK REACHに輸入事業者として登録する義務が生じる。

しかしながら、英国市場へのアクセスとサプライチェーンを継続的に維持するために、離脱後2年間は次の経過措置が適用される。

- ・ 離脱前2年間に、登録されている物質の輸入量が1物質あたり年間1トンを超える場合に、輸入の通知を行う義務が発生する。すなわち、輸入量が年間1トンを超えない場合、輸入の通知を行う義務は免除される。これは、EUのREACHで、登録義務が発生する年間生産量、輸入量の基準と同じである。

⁷² [Iuclid6 Update and migration instructions](https://iuclid6.echa.europa.eu/documents/21812392/23090408/IUCLID+migration2.pdf/1fe9fdfa-2bbc-0f02-a08e-30d7b62e995e)

<https://iuclid6.echa.europa.eu/documents/21812392/23090408/IUCLID+migration2.pdf/1fe9fdfa-2bbc-0f02-a08e-30d7b62e995e>

- ・ 英国のEU離脱から180日以内に、オンライン通知手続きで、当該物質を当局に通知しなければならない。
- ・ 通知の際に提出を求められる情報の範囲は、英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）が発行したガイダンスの「付属書C 川下の輸入事業者」に記載されている⁷³。混合物中の物質に関する情報は、1トン以上輸入していることがわかる物質に限定してよい。
- ・ 通知を行った場合、EEA内のサプライヤーからその物質を離脱日から2年間輸入することが可能になる。
- ・ 輸入事業者による通知は、当局からの費用請求を発生させない。

2年を超えて、英国市場での販売を継続するためには、その物質をUK REACHに登録しなければならない。その場合、輸入事業者が登録を行うか、EEA内の製造事業者が英国における代理人を指名する方法が考えられる。

i. 輸入事業者が登録を行う場合

- ・ 離脱日から2年以内に、輸入トン数に応じた技術書類を提出しなければならない。提出期限は、変更される可能性がある。
- ・ この登録は新規登録とみなされ、英国の安全衛生庁による費用請求が発生する。

ii. EEAの製造事業者が、英国の代理人を指名して、登録を行う場合

- ・ 新規登録とみなされ、通常の技術的情報の提出が要求される。
- ・ 新規登録に伴う安全衛生庁（HSE）による費用請求が発生する。
- ・ 離脱日から2年以内にEEA内の製造事業者の英国代理人が登録を行う場合、輸入事業者のステータスは川下のユーザーに戻り、登録する必要はなくなる。
- ・ 離脱日から180日以内に英国代理人が登録を行う場合、川下のユーザーは輸入事業者として通知を行う必要はなくなる。

③ 日本を含むEEA外から英国へ輸出している場合

日本などEEA外の製造事業者が、英国向けに化学品を輸出している場合、英国の輸入事業者がEUのREACHに離脱以前に行っている登録は、UK REACHのグランドファザリング（1. (3) ①参照）の対象となり、必要なアクションを取ることで英国市場での販売を継続できる。

離脱後に、EEA外の製造事業者が、EEA市場における販売を継続するための方法は、1. (2) 参照。

⁷³ [UK REACH guidance if there is no Brexit deal, updated 14/03/2019, from Department for Environment Food & Rural Affairs](https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf)
<https://www.hse.gov.uk/brexit/uk-reach-additional-guidance.pdf>

④ 認可・制限の対象となる物質

i. 高懸念物質（SVHC）と制限の扱い

EUのREACHでは、一部の高懸念物質（SVHC）の製造、輸入、川下ユーザーによる販売・使用が制限される。

- ・ 英国のEU離脱時点での、EUのREACHに基づく欧州化学品庁（ECHA）のSVHC候補リストは、英国法に統合される。
- ・ EUのREACH規則付属書XVII（特定の条件での販売・使用が制限される物質、混合物、成形品）に掲載されている制限内容は、UK REACHに統合される。
- ・ SVHC候補リスト、REACH規則付属書XIV（特定用途のみの使用が認可された物質リスト）、付属書XVIIの更新は、UK REACHにおいても、同じ法的条件、基準に基づいてHSEによって継続される。

ii. EUのREACHにおける認可を英国企業が保有している場合

英国の製造事業者、輸入事業者、川下のユーザー、代理人が保有しているEUのREACHにおける認可は、UK REACHにおいて、グランドファザリングの対象となる

認可対象の物質がグランドファザリングの対象となる場合、離脱日から60日以内に、英国当局に、次の認可に関わる技術的情報を提出しなければならない。

- ・ 認可申請の際、提出した情報。
- ・ 欧州化学品庁（ECHA）の見解に重要な影響を与えた追加提出情報。
- ・ 認可条件に従って、離脱までに提出あるいは記録された情報。

iii. EEA内の企業が保有するEUのREACHにおける認可を利用している川下のユーザーの場合

EEA内の企業が保有するEUのREACHにおける認可に基づいて、英国の川下のユーザーが、英国で認可対象の物質を使用している場合、使用を継続するためには、離脱から60日以内に、次のアクションをとらなければならない。

- ・ 英国当局に対し、EU法に基づく、その物質の認可された川下ユーザーであることを確認する。
- ・ 英国当局に対し、EUの認可と認可条件、物質のサプライヤーを通知する。

iv. 製品・加工を目的とした研究開発（PPORD）に対する適用除外

EUのREACHでは、製品・加工を目的とした研究開発（PPORDのための物質の製造、輸入に対し、登録義務の適用を5年間除外している。適用除外は、5～10年間延長可能である。この適用除外規定は、UK REACHにも統合される。

現在、英国で行われている研究開発に関わるEUのREACHにおける適用除外は、UK REACHにおけるグランドファザリングの対象となるが、当該物質の製造事業者、輸入事業者

者、あるいは製造事業者は、離脱から120日以内に、次の事項を英国当局に通知、提出しなければならない。

- ・ REACH規則第9条2項で求められる情報（成形品の製造事業者、輸入事業者あるいは製造事業者、物質、物質の分類、見積量、顧客リスト）。
- ・ 欧州化学品庁による番号、通知日。
- ・ 欧州化学品庁に提出された、追加の必要情報。

⑤ 欧州化学品庁に申請中の登録、認可

i. 登録

EUのREACH規則に基づく登録の進行中に、ノーディールの離脱が行われた場合で、英国市場での販売のために英国での登録が必要な場合は、英国当局に再度登録を行わなければならない、この登録は、新規登録として扱われ、当局による費用請求が生じる。

ii. 認可

EUのREACH規則に基づく認可の申請が行われ、認可が下りる前に、ノーディールの離脱が行われた場合、認可プロセスの進行度によって、扱いが異なる。

- a) 欧州化学品庁（ECHA）が見解を採択する前に、離脱が行われた場合で、REACH規則付属書XIVで定められた「日没日」（Sunset Date、認可が与えられない限り、物質の上市と使用が禁止される日付）を超えて、英国で販売あるいは使用を継続したい場合
- 事業者は、英国当局に再度申請を行う必要がある、

- b) ECHAが最終的な見解を採択したものの、欧州委員会が、申請の認可あるいは却下の最終決定をする前に、離脱が行われた場合

ECHAが欧州委員会に送付した見解を基に、英国の環境・食糧・農村地域相が決定を下す。この手続きを利用するためには、申請者は、次の情報を英国の同相宛てに通知、提出する必要がある。

- ・ 認可を申請中であること。
- ・ ECHAへの申請のコピー、追加提出情報。
- ・ ECHAが申請者に送付した見解。

2 CEマーク

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUで規制が調和されている製品に関しては、法令の定める要件に適合していることを示す、CEマークをつけなければ、英国を含むEEA内で販売することができない。CEマークが適用される製品・分野は次の通りである⁷⁴。

- ・ 埋込式能動医療機器
- ・ ガス燃焼機器
- ・ 旅客用ケーブルウェイ設備
- ・ 建築資材
- ・ エネルギー関連製品
- ・ 電磁環境両立性
- ・ 防爆機器
- ・ 民生用爆薬
- ・ 熱水ボイラー
- ・ 体外診断用医療機器
- ・ 昇降機
- ・ 低電圧電気機器
- ・ 機械
- ・ 測量機器
- ・ 医療機器
- ・ 屋外用機器の騒音
- ・ 非自動重量測定器
- ・ 身体保護用具
- ・ 圧力設備
- ・ 花火
- ・ ラジオ・通信端末設備
- ・ レジャー用船舶
- ・ 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限
- ・ 玩具の安全性
- ・ 簡易圧力容器

⁷⁴ CEマークが適用される各製品、分野の詳細は、欧州委員会の次のサイトに記されている。

https://ec.europa.eu/growth/single-market/ce-marking/manufacturers_en

CEマークの概要については、ジェトロウェブサイトも参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_02/pdfs/eu_p04_2B040_CEmark.pdf

製品が法令の定める要件に適合していることを証明する方法として、次の手法が定められている。

- ・ 製品が要件に適合していることを確認する適切な手続きを踏んだとする、製造事業者自身による自己宣言。
- ・ EU加盟国により、特定の製品の適合性評価を行うことを認定された第三者認証機関（notified body）による適合性評価。
- ・ 第三者認証機関による製品設計の評価と、最終製品の抽出検査あるいは、製造工程の品質保証。

製品が法令の定める要件に適合していることを証明する方法として、どの方法をとるべきかは、各製品・分野の法令で定められている。第三者認証機関による評価が求められる場合、CEマークに加え、4ケタの第三者認証機関の番号を付さなければならない。

第三者認証機関は、加盟国の認定機関（accreditation body）によって認定される。第三者認証機関は、欧州委員会に通知され、欧州委員会のNANDOデータベース⁷⁵に掲載される。

（2）ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点

製造事業者による自己宣言でCEマークをつけることができる場合、CEマークについては、ノーディールの離脱による影響はない。

第三者認証機関による評価が、CEマークの要件となっている場合、ノーディールの離脱日以降、英国を除くEEA内の第三者認証機関による評価が必要になる。

ノーディールの離脱により、英国がEU域外の第三国になるため、英国の認定機関（UKAS: the United Kingdom Accreditation Service）は、EU加盟国の認定機関ではなくなる。また、英国の第三者認証機関は、EUの第三者認証機関ではなくなり、NANDOデータベースから削除される。このため、英国の第三者認証機関は、EU法によって第三者認証機関による評価が求められている場合の適合性評価を行うことができなくなる。

さらに、過去に英国の第三者認証機関によって適合性を認められた製品は、英国を除くEEA内の第三者認証機関によって認証され、表示が変更されない限り、EEA内で上市することができなくなる。

ノーディールの離脱前後の留意点として、EU法上の「上市（placing on the market）」の解釈が重要になる。

⁷⁵ [NANDO database : New Approach Notified and Designated Organisations database](https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/nando/index.cfm)
<https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/nando/index.cfm>

① 「上市」の解釈⁷⁶。

- ・ 製造事業者 (manufacturer) と輸入事業者 (importer) に限定される行為である。すなわち、販売事業者 (distributor) から小売業者やエンドユーザーへの販売ではない。
- ・ 同じ製品であっても、個別の製品ごとに認識される。すなわち、ロット生産された製品であっても、同じロットの中の、個々の製品についての認識である。
- ・ 製造が終わり、かつ、売買あるいはリースの条件提示が行われるか、契約が成立した時点で、「上市」と認識される。すなわち、その製品が、契約の相手先に配送された時点ではない。

② ノーディールの離脱日と「上市」の関係⁷⁷。

- ・ 離脱日以前に、英国を除くEEA内で販売されている物品は、すでに市場に出ていると見なされるため、新たな認証の必要はない。
- ・ 例えば、認証がCEマークの要件である物品について、離脱日以前に、英国で製造が終わるか、英国に輸入され、英国の第三者認証機関で認証され、かつ売買の条件提示が離脱日以前に行われている場合、離脱日以降に、EEAの顧客に配送されたとしても、再認証の必要はない。

但し、離脱日以降、英国からEEAの顧客への配送は、税関手続きを伴う輸出入となること、英国の製造事業者あるいは英国への輸入品の製造事業者は、認定代理人をEEA内に置かなければならないことに注意しなければならない。

- ・ 例えば、認証がCEマークの要件である物品について、離脱日以前に、英国で製造が終わるか、英国に輸入され、英国の第三者認証機関で認証され、離脱日以降に、EEAの顧客に対して売買の条件提示が行われる場合、EEAの顧客分については、EEA内の第三者認証機関によって再認証されるとともに、表示が変更されなければならない。

実務的な対策としては、英国の第三者認証機関から、英国を除くEEAの第三者認証機関に、認証を移転することが可能である。移転は、製造事業者と、英国の第三者認証機関、英国を除くEEA内の第三者認証機関の間の契約によって行われる。移転は、ノーディールの離脱以前に行われなければならない。移転完了後、製造事業者が作成する「EU適合宣言」 (EU Declaration of Conformity) と第三者認証機関による認証は、移転を反映したものにアップデートされなければならない⁷⁸。

⁷⁶ Chapter 2 of Commission Notice 2016/C 272/01 "[The Blue Guide on the implementation of EU product rules 2016](#)", OJ C 272, 26.7.2016, p. 18.

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726\(02\)&from=BG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=BG)

⁷⁷ [QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO INDUSTRIAL PRODUCTS](#), published 1 February 2019, the European Commission

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/qa_brexit_industrial_products_en.pdf

⁷⁸ 同上

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

ノーディールの離脱以降、英国は、EUのCEマークに代わりに、UKCA（UK Conformity Assessed）マークを導入する⁷⁹。

但し、経過措置として、次のいずれかに当てはまる場合、CEマークのみで、英国市場に上市することができる。

- ・ 製造事業者自身による宣言でCEマークをつけることができる場合。
- ・ 法律上義務付けられている第三者機関による適合性評価が、EUによって認定された第三者認証機関によって行われている場合。
- ・ 英国の第三者認証機関から英国を除くEEA内の第三者認証機関に移転された認証に基づいている場合。

日本とEUの間の適合性評価に関する相互承認協定（MRA）に基づいて、日本の適合性評価機関でCEマークのための評価を受けている場合、経過措置として、英国市場にも上市することが認められる。さらに、日英間でMRAを締結する協議が行われているが、2019年10月31日にノーディールの離脱が行われた場合、発効が間に合わないようである。このため、日本政府と英国政府の間で、ノーディールの離脱の場合も、日英間のMRAが発効するまで、日EU間のMRAを日英間へ継続して適用する旨のレターの交換が行われた⁸⁰。

経過措置の適用期限については2019年9月20日時点では決められておらず、関係者への意見聴取ののちに決められる。また、予告期間が設定される予定である。

経過期間終了後は、英国市場ではUKCAマークのみが認知され、CEマークは市場投入が認められる要件として無効になる。但し、製品が英国の要件を満たしており、かつUKCAマークがついていれば、UKCAマークとともにCEマークがついていても問題はない。

なお、第三者認証機関による評価が、CEマーク（離脱後はUKCAマーク）の要件となっており、英国の第三者認証機関が適合性評価を実施した場合、ノーディールの離脱後は、CEマークをつけることはできず、UKCAマークをつける必要がある。また、その場合、上市可能な市場は、英国市場に限定される。

UKASは、UKCAマークの適合性評価を行う機関を認定する認定機関となる。現在の英国の第三者認証機関は、UKCAマーク制度に基づく適合性評価を行う指定機関（Approved Body）となる。

⁷⁹ [Guidance: Prepare to use the UKCA mark after Brexit, published 2 February 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy](https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-use-the-ukca-mark-after-brexit)

<https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-use-the-ukca-mark-after-brexit>

⁸⁰ [日本政府と英国政府の間で交換された2019年9月20日付のレター](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/832986/UK-Japan-exchange-letters-MRA.pdf)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/832986/UK-Japan-exchange-letters-MRA.pdf

(4) 英国市場に投入される製品のUKCAマークの要件

英国市場に上市する場合にUKCAマークを必要とする要件は、EU市場におけるCEマークの要件と同じになる見込みである⁸¹。

① 一般的な要件。

- ・ 製造事業者、あるいは、法律上認められている場合には、製造事業者の認定代理人だけが、UKCAマークをつけることができる。
- ・ UKCAマークをつけることは、その製品が、その製品に関する英国法の要件に適合していることについて、全面的に責任を負うことを意味する。
- ・ UKCAマークは、その製品に関する英国法の要件に、その製品が適合していることを示すためだけに使われなければならない。
- ・ 第三者がUKCAマークの意味や形を誤解するような、マークや印をつけてはならない。
- ・ UKCAマークの視認性、読みやすさ、意味に影響する他のマークを製品につけてはならない。
- ・ 法律でUKCAマークをつけることが求められている製品以外の製品にUKCAマークをつけてはならない。

② 記録の保存。

- ・ 製造事業者、あるいは、法律上認められている場合には、製造事業者の認定代理人は、市場に製品が出されてから10年間、書類を保存しなければならない。
- ・ 保存しなければならない内容は、製品に関連する法律によって異なるが、一般的に、次の記録の保存が求められる。
 - ・ 製品の設計製造に関する記録。
 - ・ 製品が要件に適合することを示す記録。
 - ・ 製造事業者と倉庫の住所。

③ 英国適合性の宣言。

UKCAマークをつけるにあたって、「英国適合性宣言」(UK Declaration of Conformity)を作成しなければならない。宣言において、製造事業者、あるいは、法律上認められている場合には、製造事業者の認定代理人が宣言する内容は、次の通りである。

- ・ 当該製品が、当該製品に適用される法的要件を遵守していること。

⁸¹ [Guidance: Prepare to use the UKCA mark after Brexit, published 2 February 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy](https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-use-the-ukca-mark-after-brexit)
<https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-use-the-ukca-mark-after-brexit>

- ・ 製造事業者あるいは認定代理人の名前と住所、製品に関する情報と、必要な場合には、適合性評価機関に関する情報。
- ④ UKCAマークのイメージを使用するにあたってのルール。
- ・ サイズを拡大縮小する場合、マーク中のUKCAの文字の縦横の比率を保たなければならない。
 - ・ 法律で別途定められている場合を除き、UKCAマークの高さは、5ミリメートル以上とする。
 - ・ UKCAマークは、容易に視認でき、読みやすく、永続的（消えないこと）でなければならない。
- ⑤ UKCAマークのイメージ⁸²。



- ⑥ UKCAマークに関する問い合わせ先
goodsregulation@beis.gov.uk

⁸² [Download UKCA mark image files \(fill\)](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/825200/uk%20ca-mark-fill.zip) (ZIP, 818KB)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/825200/uk%20ca-mark-fill.zip

[Download UKCA mark image files \(outline\)](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/825201/uk%20ca-mark-outline.zip) (ZIP, 2.03MB)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/825201/uk%20ca-mark-outline.zip

Ⅲ その他の特定産業に関する制度的留意点

1 EUエコラベル

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUエコラベル (EU Ecolabel) 制度は、製品グループごとに定められた基準を満たした環境にやさしい製品を対象に、EUエコラベルの貼付を認めるEEA共通の制度である。EUエコラベル制度の利用は任意である。

(2) ノーディールの離脱の場合、EU市場に投入する製品の留意点

EUエコラベルの貼付は、加盟国の独立した認定機関 (Competent Body) が審査を行い、可否を判断する。ノーディールの離脱により、現在、英国のEUエコラベル認定機関 (UK Ecolabel Delivery) は、認定機関ではなくなる。

英国のEUエコラベル認定機関であるUK Ecolabel Deliveryによって認定されたEUエコラベルは、ノーディールの離脱以降、EEA市場で販売される製品に使用することができなくなり、また、広告宣伝においてもEUエコラベルを用いることができなくなる。

英国のEUエコラベル認定機関によって認定されたEUエコラベルを、ノーディールの離脱以降EEA市場で販売される製品に使用したい場合には、認定を保持する事業者、UK Ecolabel Delivery、EEA内のEUエコラベル認定機関の三者の間で契約を結び、当該製品について認定を移転することが可能である⁸³。この移転は、ノーディールの離脱前に、UK Ecolabel Deliveryが英国のEUエコラベル認定機関であるうちに行われなければならない。

EEAのEUエコラベル認定機関に、新たに認定をする方法も考えられるが、英国がEU加盟国である間は、英国製の製品については、原則として、英国のEUエコラベル認定機関に認定を申請しなければならないため⁸⁴、申請の受け付けは、英国がEUを離脱したのちになる可能性がある。

⁸³ [NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR THE USE OF THE EU ECOLABEL, published 8 February 2018, from the European Commission](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_eu_ecolabel.pdf)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_eu_ecolabel.pdf

⁸⁴ Article 9 of [REGULATION \(EC\) No 66/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the EU Ecolabel \(Text with EEA relevance\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010R0066&qid=1568626370991&from=EN)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010R0066&qid=1568626370991&from=EN>

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

① ノーディールの離脱による影響

UK Ecolabel Deliveryが、EUエコラベル認定機関でなくなるため、同期間が認定したEUエコラベルは、EEA市場のみならず、英国市場でも使用できなくなる⁸⁵。EUエコラベル認証に関し、UK Ecolabel Deliveryが結んだ契約は自動的に終了される。

ノーディールの離脱後、旧UK Ecolabel Deliveryは、旧エコラベル認定保有者に対し、EUエコラベル認証を保有していたことを示すレターを発行し、認証をEEA内のEUエコラベル認定機関に移転することをサポートする。

ノーディールの離脱後も、EEA内のEUエコラベル認定機関によって認証されたEUエコラベルを持つ製品を、英国市場で販売することは認められる。

② 英国の将来の政策

ノーディールの離脱後に、英国の新しいラベル制度をどのような形にするかは、「資源・廃棄物戦略」の中で、検討される⁸⁶。EUエコラベルのように法律で定められた制度ではなく、民間の制度、ISOとリンクした制度になる可能性もある⁸⁷。

⁸⁵ [Information note: Implications of EU Exit for the EU Ecolabel Scheme, published 6 December 2018, from Department for Environment, Food & Rural Affairs and Environment Agency](http://www.eu-ecolabel.uk/pdf/news/797crr1.pdf)
<http://www.eu-ecolabel.uk/pdf/news/797crr1.pdf>

⁸⁶ 同上

⁸⁷ pp.52-53 of [OUR WASTE, OUR RESOURCES: A STRATEGY FOR ENGLAND, published 18 December 2018, from Department for Environment, Food & Rural Affairs and Environment Agency](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/765914/resources-waste-strategy-dec-2018.pdf)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/765914/resources-waste-strategy-dec-2018.pdf

2 輸入事業者・販売事業者・認定代理人

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUの食品、農産品以外の物品に適用される規制は多岐に渡るが、製造事業者（manufacturer）、輸入事業者（importer）、販売事業者（distributor）、認定代理人（適用される法令によって、the authorised representativeあるいはthe responsible person）を事業者（economic operator）と定義して、それぞれに特定の責任を課している点が共通している。

これらのEUの物品に適用される規制は、欧州経済領域（EEA）内で適用されている。医療機器⁸⁸、輸送可能な圧力容器⁸⁹、船用機器⁹⁰、化粧品⁹¹については、製造事業者をEEAにおいて代表する認定代理人をEEA内に置くことが義務付けられている。現在、認定代理人を置くことが義務付けられていない分野の製品についても、製造事業者が認定代理人を置くことを決めた場合には、認定代理人はEEA内に置かれなければならない、と定められている。

なお、製品の市場監視と法令遵守に関する新しい規則が、2019年6月20日に採択され、2021年から適用される⁹²。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点

英国がEEA外の国になるため、英国で作られた製品、あるいは、英国経由でEEA外から輸入された製品をEEA内で販売する場合、英国のEU離脱以前のEEAにおける販売事業者は、ノーディールの離脱日以降、輸入事業者になる。販売事業者と輸入事業者では、課される責任が異なり、輸入事業者の責任の方が重い。

⁸⁸ [Council Directive 93/42/EEC concerning medical devices](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31990L0385) and [Council Directive 90/385/EEC concerning active implantable medical devices](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31990L0385) (both Directives to be replaced as of 26 May 2020 by [Regulation \(EU\) 2017/745 of the European Parliament and of the Council; European Parliament](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0745)) and [Council Directive 98/79/EC on in vitro diagnostic medical devices](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0745) (to be replaced as of 26 May 2022 by [Regulation \(EU\) 2017/746 of the European Parliament and of the Council](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0746))

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31990L0385>

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31990L0385>

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R0745>

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31998L0079>

⁸⁹ [Directive 2010/35/EU of the European Parliament and of the Council of 16 June 2010 on transportable pressure equipment and repealing Council Directives 76/767/EEC, 84/525/EEC, 84/526/EEC, 84/527/EEC and 1999/36/EC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32010L0035)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32010L0035>

⁹⁰ [Directive 2014/90/EU of the European Parliament and of the Council on marine equipment](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014L0090)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014L0090>

⁹¹ [Regulation \(EC\) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2009 on cosmetic products](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1223)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1223>

⁹² [Regulation \(EU\) 2019/1020 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on market surveillance and compliance of products and amending Directive 2004/42/EC and Regulations \(EC\) No 765/2008 and \(EU\) No 305/2011](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R1020)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R1020>

輸入事業者は、製造事業者が、適切な適合評価を行っていること、必要な技術的書類を作成していることを確認する責任がある。また、名前、登録された事業用の名称あるいはトレードマーク、住所を製品に記し、記録を10年間保存し、当局からの要求に応じて提出する、などの責任がある⁹³。一方、販売事業者は、CEマークをつけるべき製品と必要な情報を認識していること、などの注意義務を負う。また、製品を販売する際に、CEマークが必要な場合つけられているか、製造事業者あるいは認定代理人による適合宣言や輸入事業者の住所氏名などの必要な情報を伴っているか、などを確認しなければならない⁹⁴。

英国に置かれている製造事業者の認定代理人は、英国がEEA外の国になるため、EU法の条件を満たさないことになり、EEA内に認定代理人を置かなければならない。認定代理人は、EUの規制当局に対し製造事業者を代表する役割などを課されている。化粧品や医療機器など、認定代理人を登録するデータベースがある場合には、認定代理人の変更を登録しなければならない。

ノーディールの離脱日以前に、EEA市場に上市される製品については、認定代理人に関する表示を変更する必要はない。データベース上の変更か、データベースが存在しない場合、事業者から権限ある加盟国当局へ通知を行うだけでよい⁹⁵。

ノーディールの離脱後に、EEA市場に上市される製品については、離脱後のEEAにおける輸入事業者と認定代理人の情報が表示されていなければならない⁹⁶。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

ノーディールの離脱後に、英国市場に製品を上市する場合、離脱前からの認定代理人を、英国当局は継続して認知する。この場合、認定代理人は、英国、EEA、スイス、トルコのいずれに置かれていても構わない⁹⁷。ただし、化粧品と医療機器については後述の通り別途規定が設けられている。

⁹³ Commission Notice 2016/C 272/01 "[The Blue Guide on the implementation of EU product rules 2016](#)", OJ C 272, 26.7.2016, pp.33-34

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726\(02\)&from=BG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=BG)

⁹⁴ Commission Notice 2016/C 272/01 "[The Blue Guide on the implementation of EU product rules 2016](#)", OJ C 272, 26.7.2016, pp.34-35

⁹⁵ [QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO INDUSTRIAL PRODUCTS published 1 February 2019 from the European Commission](#)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/qa_brexit_industrial_products_en.pdf

⁹⁶ 同上

⁹⁷ [Guidance: Placing manufactured goods on the UK market after Brexit, published 19 March 2019 and updated 10 September 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy](#)

<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-uk-market-if-theres-no-brexit-deal#new-approach-goods>

ノーディールの離脱後に、英国市場に製品を出すために、新たな認定代理人を指名する場合、新たな認定代理人は、英国に置かれなければならない⁹⁸。

化粧品に関しては、ノーディールの離脱時点から、認定代理人（responsible person）を英国に置かなければならない⁹⁹。

医療機器は、英国市場に上市される前に、医薬品医療製品規制庁（MHRA : Medicines and Healthcare Products Regulatory Agency）への登録が必要である。離脱前にEEA市場に上市された医療機器に関しては、ノーディールの離脱後、機器の種類、分類によって、4カ月から12カ月の猶予期間が設けられている。英国外の製造事業者は、この猶予期間内に、英国の認定代理人（UK Responsible Person）を置かなければならない¹⁰⁰。英国の認定代理人は、ノーディールの離脱後に適用される法令¹⁰¹によって規定される。

英国の販売事業者から輸入事業者に変化する場合は、製品に輸入事業者の名前と住所等を表示する必要がある。経過措置として、ノーディールの離脱後18か月間は、変更された情報を、製品上ではなく、添付文書で表示することが認められる¹⁰²。

⁹⁸ 同上

⁹⁹ 同上

¹⁰⁰ [Guidance: Regulating medical devices in the event of a no- deal Brexit, published 26 February 2019, last updated 18 September 2019, from Medicines and Healthcare products Regulatory Agency](https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-event-of-a-no-deal-scenario)

<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-event-of-a-no-deal-scenario>

¹⁰¹ [The Medical Devices \(Amendment etc.\) \(EU Exit\) Regulations 2019](http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111179260/pdfs/ukdsi_9780111179260_en.pdf)

http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2019/9780111179260/pdfs/ukdsi_9780111179260_en.pdf

¹⁰² [Guidance: Placing manufactured goods on the UK market after Brexit, published 19 March 2019 and updated 10 September 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy](https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-uk-market-if-theres-no-brexite-deal#new-approach-goods)

<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-uk-market-if-theres-no-brexite-deal#new-approach-goods>

3 型式認証

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUでは、次の指令と規則において、EU型式認証を定めている。いずれも対象はEEAである。

- ・ 自動車およびそのトレーラー、ならびにそのような車両用のシステム、部品、別個の技術ユニットの認定の枠組みを定める指令¹⁰³。
- ・ 農業林業用車両の認定と市場監視に関する規則¹⁰⁴。
- ・ 二輪、三輪、四輪モーターサイクルの認定と市場監視に関する規則¹⁰⁵。
- ・ 非道路移動機械用内燃機関のガス状、粒子状の汚染物質排出制限および型式承認の要件に関する規則¹⁰⁶。

いずれも、EEA外の製造事業者に対し、EEA内に、EEAの型式認証当局に対する代理人を置くことを求めている。また、EEAの当局によって型式認証がなされなければ、EEA内で販売することができない。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点

① 型式認定の移転

ノーディールの離脱後、英国はEEA外の国になるため、英国当局によってなされたEU型式認証は、EEA内では無効になる。このため、英国当局によってなされたEU型式認証に基づいて製造された製品をEEA内で販売することができなくなる。

上記の問題に対する対策として、型式認証の英国からEU27カ国への移転を認める欧州議会理事会規則¹⁰⁷が採択された。

¹⁰³ [Directive 2007/46/EC establishing a framework for the approval of motor vehicles and their trailers and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32007L0046)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32007L0046>

¹⁰⁴ [Regulation \(EU\) No 167/2013 on the approval and market surveillance of agricultural and forestry vehicles](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0167)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0167>

¹⁰⁵ [Regulation \(EU\) No 168/2013 on the approval and market surveillance of two- or three-wheel vehicles and quadricycles](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0168)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0168>

¹⁰⁶ [Regulation \(EU\) No 2016/1628 on requirements relating to gaseous and particulate pollutant emission limits and type-approval for internal combustion engines for non-road mobile machinery](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R1628)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R1628>

¹⁰⁷ [Regulation \(EU\) 2019/26 of the European Parliament and of the Council of 8 January 2019 complementing Union type-approval legislation with regard to the withdrawal of the United Kingdom from the Union \(Text with EEA relevance\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0026&qid=1568709961945&from=EN)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0026&qid=1568709961945&from=EN>

- ・ 同規則第4条では、有効な英国型式認証を持つ製造事業者に対し、EUの型式認証法令が英国で適用されなくなるまでに、同じ型式の型式認証を、EU27カ国の型式認証当局に申請することを認めている。
- ・ EU27カ国の型式認証当局によって認められたEU型式認証が発効する前日、あるいは、英国のEU離脱日に、英国当局の発行した型式認証は失効する¹⁰⁸。

適合証明書の有効性

車両は、完成、未完成に関わらず、EEA市場に上市されるまでに、有効な型式認証に基づく、有効な適合証明書（CoC：certificate of conformity）を備えていなければならない。すなわち、ノーディールの離脱日以前に、英国を除くEEAの市場に上市された、英国の有効な型式認証に基づく適合証明書を備えた完成車両、未完成車両は、EEA市場での販売を、離脱日以降も継続することができる。また、ノーディールの離脱日以降にEEA市場に上市される場合には、EEA内の型式認証当局によって認められた型式認証に基づく適合証明書を備えてなければならない¹⁰⁹。

なお、「上市」（placing on the market）という概念は、EUの製品に関する法令と共通している。また、製品は、上市される時点で、EUで適用される法令を遵守していなければならない¹¹⁰。

② EEA型式認証当局に対する代理人

英国の製造事業者は、EEA内に型式認証当局に対する代理人を置かなければならない。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

離脱日以降、英国以外の型式認証当局によって発行されたEU型式認証は、英国市場において車両を登録する際に、自動的に認められなくなり、車両の製造事業者は、英国市場に上市する前に、暫定的な英国型式認証を取得する必要がある¹¹¹。

¹⁰⁸ 同上

¹⁰⁹ [QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO TYPE-APPROVAL OF VEHICLES, SYSTEMS, COMPONENTS AND SEPARATE TECHNICAL UNITS, the European Commission, 6 March 2019](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/type-approval-motor-vehicles-certain-other-vehicles-engines-questions-answers_en.pdf)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/type-approval-motor-vehicles-certain-other-vehicles-engines-questions-answers_en.pdf

¹¹⁰ [Commission Notice 2016/C 272/01 "The Blue Guide on the implementation of EU product rules 2016". OJ C 272, 26.7.2016](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=BG)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726\(02\)&from=BG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=BG)

¹¹¹ [Guidance: Vehicle type-approval if there's no Brexit deal, published 25 February 2019, from: Department for Transport, Vehicle Certification Agency and Driver and Vehicle Standards Agency](https://www.gov.uk/guidance/vehicle-type-approval-if-theres-no-brexit-deal)
<https://www.gov.uk/guidance/vehicle-type-approval-if-theres-no-brexit-deal>

但し、ノーディールの離脱当初は、有効なEU型式認証に基づく、部品、トレーラー、道路走行用でない移動式機械については、暫定的な英国型式認証を取得する必要はない¹¹²。

離脱の際には、EUの技術的要件に関する法令が、英国法にそのまま導入されるために、英国とEUの技術的要件は一致している。従って、有効なEU型式認証を所持していることを証明できる製造事業者に対しては、暫定的な英国型式認証は、申請により発行される。すなわち、再試験、設計変更等を行わずに、EU型式認証を英国型式認証へ転換する行政手続きが導入される¹¹³。

暫定的な英国型式認証は、発行日から2年間有効である。暫定的な英国型式認証の有効期間中に、正式な英国型式認証に切り替えなければならない。暫定的な英国型式認証を正式な型式認証に切り替えるための立法は、2020年中に行われる¹¹⁴。

¹¹² 同上

¹¹³ 同上

¹¹⁴ 同上

4 医薬品

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUにおいては、人および動物用の医薬品は、欧州医薬品庁（EMA：European Medicines Agency）によって承認され、EEA全域での販売が認められるもの（CAPs：Centrally Authorised Products）と、各加盟国によって承認され、加盟国間の相互認証手続きに従って、他の加盟国で販売が認められるものに分かれる。

EUの医薬品に関する規制の中で、EEAに置かれなければならない人と機能として、主として次がある¹¹⁵。

- ・ 医薬品の販売許可申請者、保持者。
- ・ 治験薬の輸入許可保持者が指名する有資格者。
- ・ 臨床試験のスポンサーかその法定代理人。
- ・ 希少疾患用医薬品指定保持者。
- ・ 医薬品安全性監視のための有資格者（QPPV：Qualified Person for Pharmacovigilance）とQPPVが不在の場合のバックアップ。
- ・ 医薬品安全性監視システム・マスターファイル（PSMF：Pharmacovigilance System Master File）。
- ・ EU域外で最終製品として製造された医薬品のEU域内での販売に求められる輸入許可の取得に必要な有資格者（QP：Qualified Person）。
- ・ バッチリリースサイト¹¹⁶。
- ・ 製品説明書に掲載されているローカル代理人。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点

ノーディールの離脱後は、英国はEEA外の国となるので、EUの医薬品に関する規制によってEEAに置かれなければならない人と機能を、EEA内に置かない場合、EEA内での販売、臨床試験等が継続できなくなる。

¹¹⁵ [Questions and Answers related to the United Kingdom's withdrawal from the European Union with regard to the medicinal products for human and veterinary use within the framework of the Centralised Procedure, European Commission and European Medical Agency](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/medicinal_products_for_human_and_veterinary_use-qa_en_0.pdf)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/medicinal_products_for_human_and_veterinary_use-qa_en_0.pdf
¹¹⁶ 製造・輸入された医薬品のロット（バッチ）をEEAで上市するに当たり、検査・試験を行い、販売許可の要件と医薬品の製造所における製造管理と品質管理に関する基準を満たしていることを製造・輸入承認保持者の有資格者（Qualified Person）が認証する拠点のこと。

バッチリリースサイトに関しては、一定の条件の下で、英国におけるバッチリリースサイトを継続（原則として2019年末まで）することが、認められる¹¹⁷。

欧州委員会は、英国のEU離脱時期が延期されたことから、医薬品業界の準備は相当進み、欧州委員会によって承認された医薬品のほとんど、加盟国によって承認された医薬品の80%以上が、2019年10月31日までに、法令遵守体制が整うと見ている。このため、準備期間は十分で、緊急対策を追加する必要はないとしている¹¹⁸。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

ノーディールの離脱の場合、英国では、医薬品医療製品規制庁（MHRA）が全てのファーマコビジランス（医薬品安全性監視）活動の監督官庁となり、次の規制が導入される¹¹⁹。

- ・ CAPsについては、離脱日に、自動的に、英国における販売許可に転換される（グランドファザリング）。英国販売許可に転換されたCAPs販売許可保持者は、離脱日から1年以内に、MHRAにベースラインデータを提出しなければならない¹²⁰。
- ・ 英国における販売許可所持者は、2021年7月31日までに、英国に法的な存在を確立しなければならない。英国における販売許可所持者が、ノーディールの離脱時に、英国外に置かれている場合、離脱から4週間以内に、英国に連絡先（contact person）を設置することが求められる。
- ・ QPPVは、離脱後1日目から英国に置かれなければならないが、一時的な例外措置として、2021年7月31日まで、EUのQPPVが、英国の販売許可に対する責任を持つことが認められる。
- ・ 英国は、離脱後も、EEAのQP認証を認知する。
- ・ 英国における人間用医薬品規制に関し、ノーディールの離脱の際には、次の承認された国のリストが使われる。

- ① 医薬品の卸売業ライセンスによる輸入を認められた国：EU27カ国と、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

¹¹⁷ [Withdrawal of the United Kingdom and EU rules for batch testing of medicinal products, dated 21 February 2019, the European Commission](https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/files/documents/brexit_batchtesting_medicinalproducts_en.pdf)

¹¹⁸ [COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission

¹¹⁹ [Guidance: Further guidance note on the regulation of medicines, medical devices and clinical trials if there's no Brexit deal, updated 3 September 2019 from: Medicines & Healthcare products Regulatory Agency](https://www.gov.uk/government/publications/further-guidance-note-on-the-regulation-of-medicines-medical-devices-and-clinical-trials-if-theres-no-brexit-deal/further-guidance-note-on-the-regulation-of-medicines-medical-devices-and-clinical-trials-if-theres-no-brexit-deal)

¹²⁰ CAPsからの転換に関する問い合わせ先：capconversion@mhra.gov.uk

- ② バッチテストの承認された国：EEA30カ国、EUとの相互承認（MRA）締結国（オーストラリア、カナダ、イスラエル、日本、ニュージーランド、スイス、米国）
 - ③ 有効成分の製造に関し、規制が同等と認められる国：EEA30カ国、オーストラリア、ブラジル、イスラエル、日本、スイス、米国
- ・ 相互認証手続きに従って、離脱日までに承認された英国の販売許可は、離脱日以降も有効である。
 - ・ 英国で販売許可を受けた医薬品と本質的に同じ医薬品であるが、EEA内で承認された販売許可を持つ医薬品あるいはCAPsの輸入は、並行輸入ライセンスの下に、離脱後も認められる。現在の並行輸入ライセンス所持者が英国外に置かれている場合、2021年7月31日までに、英国に法的な存在を確立しなければならない。また、離脱から4週間以内に、英国内に連絡先を設置することが求められる。

5 食品表示

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUの食品に関する規制は、EEAに適用され、表示に関するルール、原産国にかかわるルール、特定の食品、原材料にかかわるルール、輸入管理等、多岐に渡る。例えば、

- ・ あらかじめ包装された食品をEEAで販売する場合、ラベルには責任ある食品事業者の名前とEEAの住所が必要となる。
- ・ 食品事業者、認可保有者、申請者、またはその代理人は、EEA内に置かれなければならない場合がある。
- ・ 遺伝子組換え食品および飼料の認可の申請者、代理人は、EEA内に置かれなければならない。申請は、加盟国の管轄機関を通じて欧州食品安全機関（EFSA：European Food Safety Authority）に行わなければならない。
- ・ 食品接触材料に使われる物質の認可申請は、EEAの管轄当局を介する必要がある。

さらに、2020年4月1日に、EUの食品の表示にかかわる新しいルールが導入され、食品の主たる原材料の原産国または由来地が、食品全体の原産国または由来地と異なる場合、主たる原材料の原産国または由来地の表示が必要になる¹²¹。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場に投入する製品の留意点

ノーディールの場合のEUの対応の概要は、次の通りである¹²²。

- ・ 原産国が英国の食品や食材の原産国表示として、「EU」を使用することはできなくなる。
- ・ あらかじめ包装された食品をEEAで販売する場合には、ラベルにはEEA内の責任ある食品事業者の名前と住所が必要となる。
- ・ 食品事業者、認可保有者、申請者、またはその代理人を、EEA内に設置されなければならない場合で、現在英国だけにおいている場合、EEA内にも置かなければ、EEA内での販売を継続できない。
- ・ 英国のEU離脱日以降、英国からEEAへの動物起源食品の輸入は、次の要件等が満たされない限り禁止される。

¹²¹ COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2018/775 of 28 May 2018 laying down rules for the application of Article 26(3) of Regulation (EU) No 1169/2011 of the European Parliament and of the Council on the provision of food information to consumers, as regards the rules for indicating the country of origin or place of provenance of the primary ingredient of a food (Text with EEA relevance)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018R0775>

¹²² [NOTICE TO STAKEHOLDERS, WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU FOOD LAW AND EU RULES ON QUALITY SCHEMES, REV2, published 20 March 2019, from the European Commission](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/eu_food_law_en.pdf)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/eu_food_law_en.pdf

- ・ 英国が作成した動物および動物用製品に関する「残留物質モニタリング計画」が欧州委員会に承認され¹²³、英国が、欧州委員会が作成した動物起源食品のEU向け輸出が可能なEU域外の第三国のリストに掲載される¹²⁴。
 - ・ 英国の当該食品処理施設が、欧州委員会が作成した動物起源食品のEU向け輸出可能なEU域外の施設のリストに掲載される¹²⁵。
 - ・ 輸入食品は、すべての食品衛生要件を満たしている。
- ・ 英国のEU離脱日以降、英国からEEA内へ動物起源食品が輸入される際の最初の国境検査所で、上記の要件を満たしていることを確認することが義務付けられる。その際の要件は以下の通りである。
 - ・ 承認された国境検査所を通らなければならない。
 - ・ 書類、IDの検査、適切な頻度の現物検査が行われる。
 - ・ EUの食品法に準拠した証明書が添付されなければならない。
- ・ 有機食品の販売。
 - ・ 有機食品をEEA内で販売するためには、EUのルールを満たす有機的方法で生産されたことを証明する証明書がEEA内の監督当局もしくは監督当局から委託された検査機関から発行されなければならない。
 - ・ 域外からEEAに輸入する場合、同等性が認められた第三国の監督当局や検査機関、または欧州委が認定した監督当局や検査機関から発行された証明がなければならない。
 - ・ ノーディールの離脱以降、英国の監督当局と英国の監督当局から委託された検査機関の発行した証明書は有効ではなくなり、EEA内で販売することはできなくなる。
 - ・ 英国からEEAに有機食品を輸入する際には、離脱後に、英国監督当局あるいは検査機関が、欧州委員会の認定を受け、認定された第三国のリスト¹²⁶に掲載されなければならない。

¹²³ [Council Directive 96/23/EC of 29 April 1996 on measures to monitor certain substances and residues thereof in live animals and animal products](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31996L0023)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31996L0023>

¹²⁴ [Third Country Establishments List per Country](https://webgate.ec.europa.eu/sanco/traces/output/non_eu_listsPerCountry_en.htm)

https://webgate.ec.europa.eu/sanco/traces/output/non_eu_listsPerCountry_en.htm

¹²⁵ 同上

¹²⁶ Annex III, [Commission Regulation \(EC\) No 1235/2008 of 8 December 2008 laying down detailed rules for implementation of Council Regulation \(EC\) No 834/2007 as regards the arrangements for imports of organic products from third countries](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008R1235)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008R1235>

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国市場に投入する製品の留意点

ノーディールの離脱後、英国で販売される食品の表示について、次のような対応が取られる¹²⁷。

①移行期間

- ・食品の表示について、21カ月間の移行期間が設けられる。
- ・EUの有機食品ロゴの使用のように、ノーディールの離脱と同時に使用が禁止され、移行期間が設けられない場合、環境・食料・農村地域省（DEFRA）は、執行に関し、「実情に即したアプローチ」を取ることを推奨している。

②衛生・識別マーク

- ・21カ月間の移行期間中、EUの衛生・識別マークを、英国で生産され、販売される動物起源食品に使用することができる。
- ・移行期間後は、英国の新しい衛生・識別マーク¹²⁸を動物起源食品に使用しなければならない。

③食品事業者の表示

- ・あらかじめ包装された食品を英国で販売する場合、ラベルには英国内の責任ある食品事業者の名前と住所が必要となる。食品事業者が、英国に置かれていない場合、輸入事業者の住所を含めなければならない。

④主たる原材料の原産国または由来地の表示

- ・英国でも、前述したEUと同様の改正が導入され、2020年4月1日から、食品の主たる原材料の原産国または由来地が、食品全体の原産国または由来地と異なる場合、主たる原材料の原産国または由来地の表示が必要になる。

⑤地理的表示保護（GI）

- ・EUの地理的表示保護に関する一連の規則¹²⁹は、英国には適用されなくなり、英国は、独自の地理的表示保護制度を導入する。英国の制度が導入されたのち、英国のGIロゴを、食品あるいは農産物の包装に表示することが猶予される、3年間の移行期間が設定される。

¹²⁷ [Guidance: Food labelling changes if there's a no-deal Brexit, published 5 February 2019, last updated 23 August 2019, from: Department for Environment, Food & Rural Affairs](https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-changes-if-there's-a-no-deal-brex-it)
<https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-changes-after-brex-it>

¹²⁸ [Brexit: Changes to health and identification marks Last updated 13 September 2019 from: Food Standards Agency](https://www.food.gov.uk/business-guidance/brex-it-changes-to-health-and-identification-marks)
<https://www.food.gov.uk/business-guidance/brex-it-changes-to-health-and-identification-marks>

¹²⁹ [Regulation \(EU\) No 1151/2012 of the European Parliament and of the Council of 21 November 2012 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs; Regulation \(EU\) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products; Regulation \(EC\) No 110/2008 of the European Parliament and of the Council of 15 January 2008 on the definition, description, presentation, labelling and the protection of geographical indications of spirit drinks; and Regulation \(EU\) No 251/2014 of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on the definition, description, presentation, labelling and the protection of geographical indications of aromatised wine products](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012R1151)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012R1151>
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0251>

6 金融

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUに設立された金融機関は、一つの加盟国の規制当局から認可を受ければ、EEA全体で活動することができる（EUパスポートと呼ばれる）。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EU市場で活動する際の留意点

英国がEUを離脱した時点で、英国を拠点とする金融機関は、EUパスポートへのアクセスを失い、英国当局から受けた認可は、EEA内での効力を失う。その結果、英国で設立され、英国当局からの認可に基づいて活動している、銀行、投資銀行、保険会社、投資ファンド、資産運用会社、職業年金基金などは、英国当局から受けた認可に基づいて、EEA内でサービスを提供することができなくなる。

英国当局から受けた認可に基づき、EEA内に開設された支店は、EU域外の金融機関の支店と見なされ、その加盟国のルールに従って認可を受けなければ、サービスの提供を継続できない。認可を受けた場合でも、サービス提供の範囲は、認可を受けた加盟国に限定される。

さらに英国の取引所は、EUの取引所の資格を失う。EEA企業は、それぞれの国内法により、英国の取引所に参加できなくなる可能性がある。

EUではこの対策として、離脱後も、英国の中央清算機関は2020年3月30日まで、英国の中央証券保管機関は2021年3月30日まで、EU27カ国でサービスを提供できる立法が採択された¹³⁰。

特定のデリバティブ取引についての懸念が欧州証券市場監督局（ESMA）によって指摘されていた¹³¹が、法改正が行われ手当てされた¹³²。

¹³⁰ [COMMISSION IMPLEMENTING DECISION \(EU\) 2018/2031 of 19 December 2018 determining, for a limited period of time, that the regulatory framework applicable to central counterparties in the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland is equivalent, in accordance with Regulation \(EU\) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council; and COMMISSION IMPLEMENTING DECISION \(EU\) 2018/2030 of 19 December 2018 determining, for a limited period of time, that the regulatory framework applicable to central securities depositories of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland is equivalent in accordance with Regulation \(EU\) No 909/2014 of the European Parliament and of the Council](#)

¹³¹ [Final Report EMIR RTS on the novation of contracts for which the clearing obligation has not yet taken effect, from the European Securities and Markets Authority, published 8 November 2018](#)

¹³² [COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2019/397 of 19 December 2018 amending Delegated Regulation \(EU\) 2016/2251 supplementing Regulation \(EU\) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council as regards the date until which counterparties may continue to apply their risk-management procedures for certain OTC derivative contracts not cleared by a CCP \(Text with EEA relevance\); and COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2019/667 of 19 December 2018 amending Delegated Regulations \(EU\) 2015/2205, \(EU\) 2016/592 and \(EU\) 2016/1178 to extend the dates of deferred application of the clearing obligation for certain OTC derivative contracts \(Text with EEA relevance\)](#)

欧州委員会では、以上の措置により、事業者のノーディール離脱に対する準備は概ね十分であり、追加の緊急措置は必要ないと見ている¹³³。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点

英国政府は、ノーディールの離脱の場合でも、離脱直前と離脱直後にできるだけ同じルールが適用されるよう、金融サービスに関する規制環境を整えた¹³⁴。

EEA内の当局から受けた認可（EUパスポート）に基づいて、英国でサービスを提供している金融機関、ファンドに対しては、申請により、暫定的認可が与えられる¹³⁵。暫定的認可制度は、最長3年間継続される。暫定的認可を受けたEEAの金融機関、ファンドは、その間に正式な認可に切り替えなければならない。

また、暫定的認可制度への参加意思を通知できず、同制度でカバーされなくなった企業を対象として、英国における既存のサービスに関連する契約に限り有効と見なす「金融サービス契約制度」（The financial services contracts regime）¹³⁶が定められた。

¹³³ [COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission

¹³⁴ [Guidance: Information for financial institutions if there's no Brexit deal](https://www.gov.uk/government/publications/banking-insurance-and-other-financial-services-if-theres-no-brexit-deal/banking-insurance-and-other-financial-services-if-theres-no-brexit-deal-information-for-financial-services-institutions), updated 14 August 2019, from HM Treasury

¹³⁵ [The temporary permissions regime for inbound passporting EEA firms and funds](https://www.fca.org.uk/brexit/temporary-permissions-regime), first published 24 July 2018. Last updated 29 August 2019, from Financial Conduct Authority

¹³⁶ [The financial services contracts regime](https://www.fca.org.uk/news/statements/financial-services-contracts-regime), published 17 December 2018, last updated 30 April 2019, from Financial Conduct Authority

7 輸送

(1) 離脱前の英国におけるルール

航空輸送、鉄道輸送、道路輸送においては、一つの加盟国当局によって発行された免許、証明等は、原則としてEEA全体で有効である。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUで活動する際の留意点

①航空輸送

EUは、ノーディールの離脱後に、英国を拠点とする航空会社に、期限を定めて、相互主義の条件付きで、限定的な旅客輸送、貨物輸送、航空機リースを認める規則を採択した（欧州議会理事会規則2019/502）¹³⁷。航空会社のEU営業免許（EU内の路線の営業許可）を維持する条件として、本社をEU加盟国に置くこと、EU加盟国・加盟国民が過半数の所有者でかつ実質的な経営権を持つこと、などの条件を常に満たさなければならない。英国がEUを離脱することにより、この条件が満たされなくなると、EU営業免許は無効になるが、同規則では、このEU営業免許付与条件の適用を条件付きで免除する条項も含まれている。航空輸送に関する暫定的な制度は、国際航空運送協会（IATA）の冬ダイヤが終了する、2020年3月30日まで有効である。規則の採択後、英国のEU離脱が延期されたため、制度を夏ダイヤが終了する、2020年10月24日まで延長する提案が行われた。

欧州航空安全機関（EASA: European Aviation Safety Agency）が英国に所在する事業者等に発行した証明書（機体、エンジンの型式証明等）は、EEAでの効力を失う。英国当局が、英国のEU離脱以前に発行した証明書（耐空証明書、飛行許可、パイロット・ライセンス、パイロット医療証明書等）は、英国がEUを離脱した時点でEUでの効力を失う。英国の航空会社、英国で登録された機体は、EU域外の第三国の航空会社、機体とみなされ、EASAの、EU域外の航空会社、機体等に対する規制を遵守しなければならない¹³⁸。

この問題に対する暫定措置として、EUでは、EASAが、英国に所在する事業者等に発行した証明書と、英国当局が発行した証明書で、EU条約の英国への適用が終了する日（ノー

¹³⁷ [Regulation \(EU\) 2019/502 of the European Parliament and of the Council of 25 March 2019 on common rules ensuring basic air connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union](#) (Text with EEA relevance)

¹³⁸ [NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU AVIATION SAFETY RULES, published 18 January 2019, from the European Commission](#)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/aviation_safety_en.pdf

ディールの離脱日) に有効な証明書について、EU条約の英国への適用が終了する日の翌日から9カ月間有効とする規則を採択した¹³⁹。

EASAは、英国の航空会社からの、EEA外の航空会社に対する証明書の事前申請を受け付け、審査を行っている。証明書は、ノーディールの離脱の場合には、EU条約の英国への適用が終了する日の翌日に電子メールで交付される¹⁴⁰。

②道路輸送

EUは、ノーディールの離脱後に、英国を拠点とする道路運送会社に、期限を定めて、相互主義の条件付きで、限定的な貨物輸送と旅客輸送を認める規則を採択した（欧州議会理事会規則2019/501）¹⁴¹。この制度は、2019年12月31日まで有効である。規則の採択後、英国のEU離脱が延期されたため、制度を2020年7月31日まで延長する提案が行われた。

③鉄道輸送

英国とEUの国境地域（フランスのカレー・フレタン（Calais-Fréthun）とアイルランドのダンドーク（Dundalk））に関して英国とEUの国境を超える鉄道インフラ管理者に対する安全認可、英国で発行された鉄道会社の営業免許、安全証明、列車の運転手の運転免許に関し、ノーディールの離脱から9カ月間、有効とする規則を採択した¹⁴²。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点

①航空輸送

英国は、ノーディールの離脱後、前述の欧州議会理事会規則2019/502で定める航空輸送に関する暫定的な制度を、相互主義に基づき、制度の有効期間の延長も含め、EUに対して認めることを発表した¹⁴³。

¹³⁹ [REGULATION \(EU\) 2019/494 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 March 2019 on certain aspects of aviation safety with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union \(Text with EEA relevance\)](#)

¹⁴⁰ [Early applications related to Brexit, update of 01/04/2019, the European Union Aviation Safety Agency](#)
<https://www.easa.europa.eu/brexit-early-applications>

¹⁴¹ [Regulation \(EU\) 2019/501 of the European Parliament and of the Council of 25 March 2019 on common rules ensuring basic road freight and road passenger connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union \(Text with EEA relevance\)](#)

¹⁴² [REGULATION \(EU\) 2019/503 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 March 2019 on certain aspects of railway safety and connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom from the Union \(Text with EEA relevance\)](#)

¹⁴³ [Guidance: Air services from the EU to the UK if there is a no- deal Brexit Policy statement on UK position on rights for airlines from EU countries, and the basis on which flights will continue if there is a no-deal Brexit](#), published 7 March 2019, last updated 5 September 2019, from: Department for Transport and Civil Aviation Authority
<https://www.gov.uk/guidance/air-services-from-the-eu-to-the-uk-in-the-event-of-no-deal>

②国際道路旅客輸送

英国は、インターバス（Interbus）協定の独立した締結国として加盟する。同協定は現在定期便の運航をカバーしていないことから、離脱当初は、英国はバスまたは長距離バスによる、協定締結国への不定期の国際輸送サービスのみが可能だが、定期便の運航も追って可能になるとしている¹⁴⁴。インターバス協定は、EU、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ、モルドバ、トルコ、ウクライナが加盟している。

EEA域内への定期便は、前述の欧州議会及び理事会規則2019/501に基づき、相互主義の前提のもと2019年12月31日まで運行できる。規則が延長された場合には、2020年7月31日まで運行できる。

③鉄道輸送

英国は、EU加盟国で発行された鉄道会社の営業免許、安全証明、列車の運転手の運転免許に関し、ノーディールの離脱から2年間（あるいは有効期限がそれに満たない場合は有効期限まで）、有効とする予定である¹⁴⁵。2年間の経過期間の終わり（あるいは有効期限）までに、通常の英国の免許を取得する必要がある。

¹⁴⁴ [Guidance: Run international bus or coach services and tours after Brexit, published 9 August 2019, from: Department for Transport, Driver and Vehicle Licensing Agency, Traffic Commissioners for Great Britain, and Driver and Vehicle Standards Agency](https://www.gov.uk/guidance/run-international-bus-or-coach-services-after-brexit)

<https://www.gov.uk/guidance/run-international-bus-or-coach-services-after-brexit>

¹⁴⁵ [Guidance: Rail transport, safety and technical standards if there's no Brexit deal, published 30 May 2019 from Department for Transport](https://www.gov.uk/guidance/rail-transport-safety-and-technical-standards-if-theres-no-brexit-deal)

<https://www.gov.uk/guidance/rail-transport-safety-and-technical-standards-if-theres-no-brexit-deal>

IV その他の制度的留意点

1 情報社会サービス

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUにおける通信、電子商取引などの情報社会サービスに対する規制は、EEAに適用され、原則として、提供先の加盟国の法令ではなく、サービス・プロバイダーの設立された加盟国の法令に従うと定められている¹⁴⁶。

一般消費者を対象とする、EU内の加盟国間の国境を超える電気通信、放送、電子商取引サービスのサービス・プロバイダーは、設立された加盟国において、その加盟国において付与されたVAT登録番号を用い、ミニ・ワン・ストップ・ショップ（MOSS）と呼ばれるVAT申告システムを通じて、すべての提供先の加盟国のVAT申告を行うことができる。EU加盟国に設立されていないサービス・プロバイダーも、2019年1月1日から、MOSSを利用できるようになった。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUでサービスを提供する際の留意点

英国が、EUを離脱した時点から、英国で設立された情報社会サービス・プロバイダーは、EEA外の国に設立された情報社会サービス・プロバイダーとなるので、設立国の法令に基づいたEEA内のサービス提供が認められなくなり、サービス提供先の各加盟国の法令に従わなければならない。EEA加盟国は、EEA外の国に設立された情報社会サービス・プロバイダーに対し、自国のルールを適用することができる。また、電子商取引指令¹⁴⁷で定められた責任の制限は、英国に設立された仲介サービス・プロバイダーには適用されなくなる。

英国が、EUを離脱した時点から、英国では、MOSSを利用できなくなる。しかしながら、EU27カ国のいずれかで登録することで、EU域外の第三国に設立された情報社会サービス・プロバイダーとして、MOSSを利用できるようになる。

インターネットのアドレス（URL）のドメイン名「.eu」に関する規則が改正され、2019年10月19日から、利用できるのは、EEAの国民、EEA国民ではないEEAの居住者、EEA内で設立された法人・組織に限定されることになった¹⁴⁸。

¹⁴⁶ [Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market \('Directive on electronic commerce'\)](#)

¹⁴⁷ 同上

¹⁴⁸ [REGULATION \(EU\) 2019/517 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019 on the implementation and functioning of the .eu top-level domain name and amending and repealing Regulation \(EC\) No 733/2002 and repealing Commission Regulation \(EC\) No 874/2004 \(Text with EEA relevance\)](#)

ノーディールの離脱後は、英国に居住するEEA国民でない人、EEAに拠点を持たない英国法人・組織は、ドメイン名「.eu」を使用できない。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国でサービスを提供する際の留意点

英国政府は、2018年のEU（離脱）法（the European Union (Withdrawal) Act 2018）に基づいて、電子商取引指令を英国法に移す過程で、プロバイダーが所在する国のルールを適用を削除した¹⁴⁹。従って、EEAのサービス・プロバイダーが、英国でサービスを提供する場合、英国のルールに従うことになる。

英国の消費者にデジタルサービスを提供する場合、サービス・プロバイダーは、英国においてVAT登録を行い、VATを支払わなければならない¹⁵⁰。

EUのルールでは、年間売上高1万ユーロ以下の事業者は、MOSSを使わずに、プロバイダーの所在国のVATを賦課することが認められている¹⁵¹。英国では、離脱後は、このルールを適用せず、英国で課税する¹⁵²。

¹⁴⁹ [Explanatory memorandum for the Electronic Commerce Directive \(Adoption and Children\) \(Amendment etc.\) \(EU Exit\) Regulations 2019 \(revised\)](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5d1246c2e5274a066ad2cf7d/ANNEX_B._EXPLANATORY_MEMO_RANDOM.eCD.Final_Version.docx)

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5d1246c2e5274a066ad2cf7d/ANNEX_B._EXPLANATORY_MEMO_RANDOM.eCD.Final_Version.docx

¹⁵⁰ [Guidance: VAT IT system changes for businesses outside the UK in a no-deal Brexit, published 18 March 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/vat-it-system-changes-for-businesses-outside-the-uk-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal)

<https://www.gov.uk/guidance/vat-it-system-changes-for-businesses-outside-the-uk-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

¹⁵¹ [COUNCIL DIRECTIVE \(EU\) 2017/2455 of 5 December 2017 amending Directive 2006/112/EC and Directive 2009/132/EC as regards certain value added tax obligations for supplies of services and distance sales of goods](https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2017/2455/oj)

¹⁵² [Guidance: VAT IT system changes for businesses outside the UK in a no-deal Brexit, published 18 March 2019, from HM Revenue & Customs](https://www.gov.uk/guidance/vat-it-system-changes-for-businesses-outside-the-uk-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal)

<https://www.gov.uk/guidance/vat-it-system-changes-for-businesses-outside-the-uk-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

2 現地雇用

(1) 離脱前における英国のルール

EU加盟国の国籍を持つ人およびその家族を雇用する場合、労働滞在許可証の取得は必要ない¹⁵³。ただし、登録が必要となる加盟国もある¹⁵⁴。

EU域外の国籍を持つ人の雇用に関し、EUレベルで統一された制度は一部で、残りは加盟国がそれぞれの制度を定めている。社会保障制度に関しては、加盟国がそれぞれに制度を定めており、EUレベルでは、加盟国間の国境を超える場合に発生する問題の調整が行われている。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUでサービスを提供する際の留意点

全てのEU加盟国で、各加盟国による暫定措置として、英国国籍を持つ人及びその家族に対し、ノーディールの離脱後一定期間、EU加盟国の国民と同じ条件で、それぞれの加盟国で居住し、労働する、職を探す、あるいは、教育を受けることが認められる。

但し、移行期間の長さは、加盟国によって異なる。2020年12月31日としている加盟国が最も多く、11加盟国¹⁵⁵ある。5加盟国が離脱後1年間としている¹⁵⁶。移行期間が、1年未満の国は、オーストリア（6カ月）、ドイツ、リトアニア（9カ月）である¹⁵⁷。

移行期間終了後は、通常のEU域外の第三国の国籍者としての滞在許可に切り替えることが求められる。

英国国籍を持つ人及びその家族（英国以外のEEA加盟国の国籍を持たない人）が、EU長期滞在者（5年以上合法的に滞在）の資格¹⁵⁸を得ている場合には、労働許可証の取得は必要ない。滞在5年未満かつEEA加盟国の国籍を持たない人を雇用する場合には、原則として、労働滞在許可証の取得が必要になる。

グループ企業内で、英国の事業から、アイルランドとデンマークを除くEUの事業へ従業員を派遣する場合、企業内転勤者（Intra-Corporate Transferees : ICTs）に対する労働滞在許

¹⁵³ Article 45 of the Treaty on the Functioning of the European Union

¹⁵⁴ [Directive 2004/38/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the right of citizens of the Union and their family members to move and reside freely within the territory of the Member States](#)

¹⁵⁵ ベルギー、ブルガリア、チェコ、ギリシャ、イタリア、キプロス、ラトビア、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、フィンランド

¹⁵⁶ フランス、クロアチア、ルクセンブルク、スロベニア、スウェーデン

¹⁵⁷ [Citizens' rights, EU27 Member States measures on residence rights of legally residing UK nationals and social security entitlements related to the UK in case of no deal, the European Commission](#)

https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights_en

¹⁵⁸ [COUNCIL DIRECTIVE 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents](#)

可制度¹⁵⁹の利用が可能になる（但し、ベルギーなど国内法の整備が終了しておらず、制度が利用できない加盟国もある）。

派遣元のEU加盟国の社会保障制度に加入したままで、他のEU加盟国に派遣されている場合、EU加盟国の国籍を持つ人は、派遣元の加盟国の社会保障に加入していることを証明する適合証明書（A1 Certificate）を提出することで、派遣先の加盟国の社会保障制度への加入を免除される。ノーディールの離脱後は、英国の発行したA1 Certificateを受け入れるかどうかは、派遣先の国の政策による。

（3）ノーディールの離脱の場合に、英国でサービスを提供する際の留意点

ノーディールの離脱の場合の英国の対応は、次の通りである¹⁶⁰。

英国は、EEA、スイスの国籍を持つ人に関しては、2020年12月31日まで、移行期間を設け、EU加盟国としての現状と同じ条件が維持される。EEA、スイスの国籍を持つ人および家族が、ノーディールの離脱以降に英国に入り、2020年12月31日以降も英国に住むことを目的とする場合、「ヨーロッパ人に対し一時入国を認める制度」（Euro TLR: European temporary leave to remain）がノーディールの離脱後に導入される。Euro TLRは、暫定的制度で、申請期限は、2020年12月31日である。Euro TLRの申請は、オンラインで行われ、申請が認められた場合、36カ月間の滞在、就業、教育を受けることが認められる。

ノーディールの離脱前に英国に入国した、EEA、スイスの国籍を持つ人は、「EU定住制度」（EU Settlement Scheme）で、定住資格を申請することが可能である。「定住資格」（settled status）が認められた場合、無期限に英国に居住することが可能である。定住資格は、5年以上居住している場合に認められ、居住期間が5年未満の場合には、「予備定住資格」（pre-settled status）が認められる。予備定住資格が認められた時点から5年間の英国居住が認められ、居住期間が5年に達した時点で、定住資格を申請することができる。定住資格保有者と予備定住資格保有者で、権利は変わらず、英国で就業、教育を受ける、国民保険サービス（NHS: National Health Service）を利用することなどが可能である。

¹⁵⁹ [Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer](#)

¹⁶⁰ [Guidance: Moving to the UK after Brexit: EU citizens and their families, Published 28 January 2019, Last updated 6 September 2019, from Home Office and UK Visas and Immigration](#)
<https://www.gov.uk/guidance/european-temporary-leave-to-remain-in-the-uk>

3 駐在員

(1) 離脱前の英国におけるルール

日本人など、EU加盟国以外の国籍を持つ人がEU域内に社内転勤する場合の労働滞在許可に関し、EU加盟国25カ国（英国、アイルランド、デンマークを除く）では、社内転勤者（ICTs）に対する優遇制度¹⁶¹を設けている（但し、ベルギーなど一部の加盟国では国内法が未整備）。また、5年間合法的にEU加盟国に居住した場合、長期滞在者として、労働許可証の取得が不要になるなどの制度を設けている¹⁶²。社内転勤者労働滞在許可制度と長期滞在者に関わる指令は、英国、アイルランド、デンマークには適用されていないが、長期滞在者に関しては、英国も類似の制度を設けている。

シェンゲン条約加盟国（EU加盟国22カ国¹⁶³およびアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス）に関しては、短期滞在ビザ（180日中90日以下の滞在）は、共通化されている¹⁶⁴。

90日以上滞在する駐在員が必要な、長期滞在ビザに関しては、EUレベルの統合は行われておらず、加盟国がそれぞれの制度を導入している。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUに駐在員を置く場合の留意点

英国は、EUの社内転勤者労働滞在許可制度、長期滞在者に関わる制度、シェンゲン条約に加わっていないため、ノーディールの離脱による、EU27カ国へのEU加盟国以外の国籍を持つ駐在員派遣への影響はない。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国に駐在員を置く場合の留意点

EU加盟国以外の国籍を持つ、英国駐在員派遣に対し、ノーディールの離脱の影響はない。但し、ノーディールの離脱後、すべての外国人を対象に、新しい労働滞在許可証制度を2021年1月から導入することを発表している¹⁶⁵。このため、新制度の影響を受ける可能性はある。

¹⁶¹ [Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer](#)

¹⁶² [COUNCIL DIRECTIVE 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents](#)

¹⁶³ 英国とアイルランド、キプロス、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを除く。

¹⁶⁴ [Schengen Visa Information](https://www.schengenvisa.info/) <https://www.schengenvisa.info/>

¹⁶⁵ [News story: Home Secretary announces new skills-based immigration system, published 19 December 2018, from Home Office](#)

<https://www.gov.uk/government/news/home-secretary-announces-new-skills-based-immigration-system>

4 個人データ保護

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUにおけるデータ保護は、一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）¹⁶⁶に基づく、EUで統一された制度である。適用対象はEEAで、EEA内のデータの移転に制限はない。

EEA域外の第三国への個人データの移転は原則禁止されており、移転が可能となるのは、GDPRで定められている例外規定（第49条）に該当するか、または、移転先の国がデータ保護が適切であるとする十分性認定を受けているか、適切なデータ保護措置が取られていることを保証しなければならない。すなわち、合法的にデータの移転をするための適切な保護措置として、標準契約条項（SCC）や、拘束的企業内準則（BCR）などを用いて、データを移転する企業グループのレベルでのデータの適切な保護体制を保証する必要がある。

2019年1月23日に、EUの欧州委員会と日本の個人情報保護委員会は、互いの個人データの保護レベルが同等だとする十分性認定についての決定を採択した¹⁶⁷。この枠組みは、同日付で発効した¹⁶⁸。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUから英国へ個人データを移転する場合の留意点

ノーディールの離脱の場合、英国は、EEA域外の第三国になるが、EUの十分性認定の対象とはなっていない。このため、離脱時点から、EUから英国への個人データの移転は、次の手段などによらなければならない¹⁶⁹。

- ・ 標準契約条項（SCC）あるいは個別の契約条項。
- ・ 拘束的企業内準則（BCR）。
- ・ 承認された行動規範、承認された認定メカニズム。

¹⁶⁶ [Regulation \(EU\) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC \(General Data Protection Regulation\) \(Text with EEA relevance\)](#)

¹⁶⁷ [熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント 2019年1月23日](#)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310123_pressestatement.pdf

¹⁶⁸ [日EU間のデータ越境移転について 個人情報保護委員会](#)
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>

¹⁶⁹ [Information note on data transfers under the GDPR in the event of a no-deal Brexit, adopted on 12 February 2019, the European Data Protection Board](#)
https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb-2019-02-12-infonote-nodeal-brexite_en.pdf

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国からEUへ個人データを移転する際の留意点

ノーディールの離脱の場合に英国からEUへ個人データを移転する際の留意点は、次の通りである¹⁷⁰。

- ・ EUのGDPRを英国法に導入（UK GDPR）する。UK GDPRで定められる原則、権利、義務は、GDPRと同じである。
- ・ 英国からEEAへのデータ移転を暫定的に認める。
- ・ 英国からジブラルタルへのデータ移転を継続して認める。
- ・ 英国からEEA外の国へのデータ移転は、GDPRが適用されている現状通りである。
- ・ 英国は、離脱日までに欧州委員会が下した、日本を含む、充分性認定対象国を認知する。
- ・ 欧州委員会が承認したSSCを、英国からデータを国外に移転する際に十分な保護体制を提供するものとして認知する。

なお、日英間のデータ移転に関して、日本がEUに対して行った充分性の認定を、EU離脱後の英国にも適用する法案が2019年2月20日に可決された。このため、ノーディールの離脱後も、日英間の円滑な個人データ移転が確保される¹⁷¹。

¹⁷⁰ [Data protection if there's no Brexit deal, published 9 September 2019, the Information Commissioner's Office](https://ico.org.uk/media/for-organisations/data-protection-and-brexit/data-protection-if-theres-no-brexit-deal-1-0.pdf)
<https://ico.org.uk/media/for-organisations/data-protection-and-brexit/data-protection-if-theres-no-brexit-deal-1-0.pdf>

¹⁷¹ [英国のEU離脱に係る対応について 2019年3月15日 個人情報保護委員会](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310315_houdou.pdf)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/310315_houdou.pdf

5 専門資格

(1) 離脱前の英国におけるルール

資格を必要とする職業に関し、資格を取得した加盟国とは異なる加盟国で職に就く場合、専門資格の認定に関する指令に基づいて、勤務地の加盟国から資格の認定を受けることができる。ある加盟国で専門資格の認定を受けた人は、その加盟国以外の加盟国においても、短期的に資格を必要とする職業を行使することができる¹⁷²。このルールは、EEA内で適用されている。

同指令は、EEA内の国籍を持つ人を対象としているため、EEA外の国籍を持つ人は、対象とならない。

(2) ノーディールの離脱の場合に、EUで活動する際の留意点

ノーディールの場合のEUの対応は以下の通りである¹⁷³。

- ・ ノーディールの離脱以後、英国国籍を持つ人は、専門資格の認定に関する指令の対象から外れる。
- ・ 英国のEU離脱以前に行われた、英国で取得された専門資格の、EEA加盟国による認定の決定は、英国のEU離脱によって影響を受けない。
- ・ 英国のEU離脱以降は、英国国籍を持つ人の専門資格の認定は、英国で取得した場合も、他の加盟国で取得した場合も、他のEEA外の国で取得した場合も、各加盟国の国内ルールが適用される。認定された専門資格を、他の加盟国において短期的に行使ができるかどうか、加盟国ごとのルールに基づく。
- ・ EEA加盟国の国籍を持つ人が、英国で取得した専門資格をEEAで行使する場合、その専門資格の認定は、加盟国ごとのルールに基づくことになる。

(3) ノーディールの離脱の場合に、英国で活動する際の留意点

ノーディールの場合の英国の対応は以下の通りである¹⁷⁴。

- ・ 「2019年の専門資格の認定規則（改正その他）（EU離脱）」（The Recognition of Professional Qualifications (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019）が導入され、EU

¹⁷² [DIRECTIVE 2005/36/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32005L0036&qid=1569271318983&from=EN)

¹⁷³ [NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF REGULATED PROFESSIONS AND THE RECOGNITION OF PROFESSIONAL QUALIFICATIONS, published 21 June 2018, from the European Commission](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/professional_qualifications_en.pdf)

¹⁷⁴ [Recognition of professional qualifications: guidance for regulatory bodies, published 10 April 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy and Department for Education](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/794242/recognition-professional-qualifications-competent-authorities-guidance-2019.pdf)

加盟国としての制度である、「2015年の欧州連合（専門資格の認定）規則」（The European Union (Recognition of Professional Qualifications) Regulations 2015）を修正する。

- ・ EU加盟国の相互主義に基づく専門資格の認定の枠組みは維持しない。
- ・ 資格の同等性に基づく認定という制度は継続する。すなわち、英国当局は、EEAとスイスの資格保有者からの認定申請を考慮し、英国の資格要件・水準と、範囲、レベル、内容において同等の資格に関しては、同等の認定を行う。
- ・ 離脱前後の扱いは、以下のとおり。
 - ・ 離脱前に行われた認定の決定は、離脱後も有効である。
 - ・ 離脱前に行われた認定の申請は、可能な限り離脱前のルールに従って行われる。認定の決定は、離脱後も有効である。
- ・ 英国以外のEEA内の国で取得した専門資格に基づき、一時的かつ不定期にサービスを提供することを認める規定は、削除される。
- ・ 医師、看護師、助産師、歯科医、薬剤師、獣医、建築士に関しては、EEAおよびスイスの資格を自動的に認定する制度が継続される。制度の見直しは、離脱から2年以内に行われる。

6 EU補助金

(1) 離脱前の英国におけるルール

EUの補助金プログラムには、EU加盟国、EU加盟国の企業、団体が参加できるが、一部にはEU域外の第三国の企業、団体が参加できるプログラムもある。EU域外の第三国の企業、団体が、EU加盟国の企業、団体と同じ条件で参加できる場合、通常、当該第三国は、補助金プログラムの資金負担をしている。

(2) ノーディールの離脱の場合の、在EU企業の留意点

ノーディールの離脱の場合、英国はEU離脱に伴う財務上の清算を行わない可能性がある。このため、英国の受益者は、新たな補助金プログラムに応募できないだけでなく、現行のEUのプログラムからの補助金を受け取る資格がなくなる、参加を打ち切られる、などの可能性がある。また、英国とEUの間で、財務上の清算について合意ができるまで、補助金の支払いは一時停止される¹⁷⁵。

このような結果による影響をできるだけ小さくするために、2019年7月9日に、緊急措置としての規則（理事会規則2019/1197）が採択された¹⁷⁶。この規則は、英国が2019年のEU予算負担金を支払うことなどを条件に、英国および英国の受益者に対し、2019年に発生した費用に対する補助金の支払いを認めている。

欧州委員会は2019年9月4日に、2020年についても同様の措置を可能にする提案を行った¹⁷⁷。提案が採択され、英国が、2020年のEU予算負担金を支払うなどの条件を満たした場合、2020年も、英国および英国の受益者は、EUのプログラムに参加し、補助金を受け取ることが可能になる。

(3) ノーディールの離脱の場合の、在英企業の留意点

英国政府は、ノーディールの離脱の場合でも、すでにEUの補助金の対象になることが決まったプロジェクトに関しては、2020年までのEUの中期予算枠組み（MFF）の終了時点ま

¹⁷⁵ [COM \(2019\) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf), published 4 September 2019, from the European Commission
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/com-2019-394-final_en.pdf

¹⁷⁶ [Council Regulation \(EU, Euratom\) 2019/1197 of 9 July 2019 on measures concerning the implementation and financing of the general budget of the Union in 2019 in relation to the withdrawal of the United Kingdom from the Union](#)

¹⁷⁷ [COM \(2019\) 461 final: Proposal for a Council Regulation on measures concerning the implementation and financing of the general budget of the Union in 2020 in relation to the withdrawal of the United Kingdom from the Union](#)

で、EUから支給されるはずであった補助金を、肩代わりして支払うことを保証している¹⁷⁸。

保証の範囲は、英国の組織が受け取るはずであった補助金だけで、英国の組織が、EUから補助金を受け取るリードメンバーである場合、他の加盟国の組織に配賦されるはずの補助金は、カバーされない。

前述のEUの緊急措置のための規則（理事会規則2019/1197）による、条件付き2019年の補助金支払いについては、検討中であるとしている¹⁷⁹。

¹⁷⁸ [Guidance The government's guarantee for EU-funded programmes if there's no Brexit deal, Updated 8 August 2019, from HM Treasury](https://www.gov.uk/government/publications/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal>

¹⁷⁹ 同上

7 知的財産権

(1) 離脱前の英国における知的財産権保護制度

欧州の知的財産権保護制度は、各国単位で発展してきており、現在でも、各国単位の知的財産権制度が大きな比重を占めている。

特許に関しては、各国の特許庁に出願することも、欧州特許条約に基づいて設立された、EUとは独立した国際機関である欧州特許庁（EPO: European Patent Office）を通じて、欧州38カ国の当局に対し一括で特許を出願することもできるが、その認定は各国個別に行われる。EU全体での保護を可能にする単一特許（Unitary Patent）制度は、まだ運用が開始されていない。

商標、意匠に関しては、加盟国単位の保護制度と、EU全体での保護を可能にするEU商標（EUTM : EU Trade Marks）¹⁸⁰と欧州共同体意匠（RCD : Registered Community Design）¹⁸¹制度が並存している。

(2) 単一特許（Unitary Patent）

① 離脱前の英国における現状

単一特許制度を創設するEUの規則は、2013年に発効しているが、単一特許制度の運用開始は、単一特許裁判所（UPC : the Unified Patent Court）を創設する、UPC協定の発効が前提となる。UPC協定の発効は、特許件数の最も多い3カ国（フランス、ドイツ、英国）を含む13カ国が批准したのちに発効する。フランス、英国を含む16カ国がすでに批准を通知しており、ドイツの批准を待っている状態である¹⁸²。ドイツでは、連邦議会では、批准が可決されているが、憲法裁判所で批准の可否が係争中であるため、批准したUPC協定に大統領が署名できないでいる。

UPCは、EU加盟国によって設立される特許専門の国際裁判所で、単一特許だけでなく、欧州の通常の特許に関する係争も扱う。UPC協定の締結国は、EU加盟国に限定されているが、すべてのEU加盟国が締結しているわけではなく、スペインとポーランド、クロアチアは、UPC協定に合意していない。

¹⁸⁰ [Regulation \(EU\) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark](#)

¹⁸¹ [Council Regulation \(EC\) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs](#)

¹⁸² [Agreement on a Unified Patent Court \(UPC\), European Council Council of the European Union](#)

<https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001&DocLanguage=en>

② ノーディールの離脱の場合の英国における留意点

英国は、UPC協定をすでに批准しており、EU離脱後も、単一特許制度とUPC協定に残留したい意向である¹⁸³。

単一特許制度とUPC協定から英国が離脱しなければならない場合、単一特許による保護は、英国には及ばなくなる。また、英国における特許に関わる係争は、英国の裁判所が管轄することになる。その場合でも、英国企業が、単一特許とUPCを、EUにおける特許権保護のために利用することは可能である。

(3) 欧州連合商標 (EUTM) と欧州共同体意匠 (RCD)

① 離脱前の英国のルール

EU商標 (EUTM) とEU意匠 (RCD) は、EUの規則に基づき、EU知的財産庁 (EUIPO) によって認められる。EUTMとRCDの所有者に対しては、保護がEU全体に及ぶ。

② ノーディールの離脱の場合のEUにおける留意点

英国のEU離脱後、EUTMとRCDの保護は、英国には及ばなくなる¹⁸⁴。

③ ノーディールの場合の英国における留意点¹⁸⁵

英国政府は、EUTMとRCDの所有者に対し、ノーディールの離脱日に自動的に、英国の新しい商標権と意匠権を認める。このため、英国での保護が継続する。

また、EUIPOにEUTM、RCDを出願中の場合、離脱後9カ月以内に英国でも出願すれば、英国での出願日ではなく、EUIPOに対する出願日に基づき優先権が考慮される。

EUTM、RCDから自動的に作られた英国の商標権、意匠権には、次の番号が割り当てられる。

商標権：8桁のEU商標権の番号の前に、UK009がつけられる。

¹⁸³ [Guidance: Patents if there's no Brexit deal, published 24 September 2018, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy](https://www.gov.uk/government/publications/patents-if-theres-no-brex-it-deal/patents-if-theres-no-brex-it-deal)

<https://www.gov.uk/government/publications/patents-if-theres-no-brex-it-deal/patents-if-theres-no-brex-it-deal>

¹⁸⁴ [NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR TRADEMARKS AND COMMUNITY DESIGNS PURSUANT TO REGULATION \(EU\) 2017/1001 ON THE EUROPEAN UNION TRADE MARK AND REGULATION \(EC\) NO 6/2002 ON COMMUNITY DESIGNS](https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/news/Notice_to_stakeholders_en.pdf), dated 22 January 2018, from the European Commission and the European Union Intellectual Property Office

[https://euiipo.europa.eu/tunnel-](https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/news/Notice_to_stakeholders_en.pdf)

[web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/news/Notice_to_stakeholders_en.pdf](https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/news/Notice_to_stakeholders_en.pdf)

¹⁸⁵ [Guidance: Changes to trade mark law in the event of Brexit without a withdrawal agreement, updated 19 September 2019, from: Department for Business Innovation & Skills, and Intellectual Property Office; and Guidance: Changes to registered design, design right and international design and trade mark law if the UK leaves the EU without a deal, updated 19 September 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy, Department for Exiting the Euro](https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-trade-mark-law-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal/changes-to-trade-mark-law-in-the-event-of-no-deal-from-the-european-union)

<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-trade-mark-law-if-the-uk-leaves-the-eu-without-a-deal/changes-to-trade-mark-law-in-the-event-of-no-deal-from-the-european-union>

意匠権：EU意匠権の登録番号の前に、9がつけられる。

参考資料

I. 税関手続き、関税

1、2 税関手続

COM (2019) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, published 4 September 2019, from the European Commission

GUIDANCE NOTE: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND CUSTOMS RELATED MATTERS IN CASE OF NO DEAL, published 11 March 2019, from the European Commission

Guidance: Accounting for import VAT in a no-deal Brexit, published 6 March 2019, updated 16 September 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Authorised Economic Operator for imports and exports, published 21 September 2012, last updated 7 June 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Bringing merchandise from or to the UK in baggage or a small motor vehicle in a no-deal Brexit, published 21 March 2019, last updated 28 August 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Changes to your customs authorisations in a no-deal Brexit, published 6 March 2019 from: HM Revenue & Customs

Guidance: Customs declarations for goods brought into the EU, published 11 January 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Customs procedures for moving goods between Ireland and Northern Ireland in a no-deal Brexit, published 29 March 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Import of products, animals, food and feed system (IPAFFS), published 18 March 2019, last updated 16 September 2019, from Department for Environment, Food & Rural Affairs and Animal and Plant Health Agency

Guidance: Import VAT on parcels you sell to UK buyers (VAT notice 1003), published 14 February 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Importing controlled goods using transitional simplified procedures, published 1 January 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Importing standard goods using transitional simplified procedures, published 1 January 2019, from: HM Revenue & Customs

Guidance: List of controlled goods for transitional simplified procedures, published 27 February 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Register for simplified import procedures in a no- deal Brexit, published 4 February 2019, last updated 6 September 2019, from HM Revenue & Customs

Guidance: Transitional simplified procedures, published 4 February 2018, from HM Revenue & Customs

Guidance: Use and submit Supplementary Declarations, published 2 August 2012, last updated 18 February 2019, from: HM Revenue & Customs

Notice 275: Customs export procedures, updated 18 April 2018, from HM Revenue & Customs

Notice 760: Customs Freight Simplified Procedures, updated 20 August 2018, from HM Revenue & Customs

SPECIAL PROCEDURES – Title VII UCC/ “Guidance for MSs and Trade” published 24 June 2019, the European Commission

Special Procedures (other than transit) Quick Info, the European Commission

the Union Customs Code (consolidated version)

Union and Common Transit, the European Commission

3 関税

Agreement between the European Union and Japan for an economic partnership, ANNEX 2-A

TARIFF ELIMINATION AND REDUCTION

GUIDANCE NOTE: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND CUSTOMS RELATED MATTERS IN CASE OF NO DEAL, Brussels, 11 March 2019, European Commission

Guidance: Check temporary rates of customs duty (tariffs) on imports after a no-deal Brexit, Published 13 March 2019, last updated 20 March 2019 from Department for International Trade

Guidance: UK trade agreements with non-EU countries in a no-deal Brexit from Department for International Trade

Schedule XIX – UK Goods Schedule

TARIC European Commission

THE TARIFF OF THE UNITED KINGDOM Version 1.0, dated 13 March 2019

関税率表解説・分類例規 財務省関税局・税関 (Japan Customs)

II. 工業化学製品 (REACH) 、CEマーク

1 工業化学品 (REACH)

‘Comply with UK REACH’: what you need to know about the IT system for UK REACH from Department for Environment Food & Rural Affairs

COM (2019) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, published 4 September 2019, from the European Commission

How to transfer your UK REACH registrations prior to the UK withdrawal from the EU, published February 2019, from the European Chemicals Agency

REACH Regulation (consolidated version)

UK REACH guidance if there is no Brexit deal, updated 14/03/2019, from Department for Environment Food & Rural Affairs

2 CEマーク

CE marking, the European Commission

Guidance: Prepare to use the UKCA mark after Brexit, published 2 February 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy

QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO INDUSTRIAL PRODUCTS, published 1 February 2019, the European Commission

The Blue Guide on the implementation of EU product rules 2016, the European Commission

III. その他の特定産業に関する制度的留意点

1 EUエコラベル

Information note: Implications of EU Exit for the EU Ecolabel Scheme, published 6 December 2018, from Department for Environment, Food & Rural Affairs and Environment Agency

NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR THE USE OF THE EU ECOLABEL, published 8 February 2018, from the European Commission

OUR WASTE, OUR RESOURCES: A STRATEGY FOR ENGLAND, published 18 December 2018, from Department for Environment, Food & Rural Affairs and Environment Agency

REGULATION (EC) No 66/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the EU Ecolabel (Text with EEA relevance)

2 輸入事業者・販売事業者・認定代理人

Guidance: Placing manufactured goods on the UK market after Brexit, published 19 March 2019 and updated 10 September 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy

Guidance: Regulating medical devices in the event of a no- deal Brexit, published 26 February 2019, last updated 18 September 2019, from Medicines and Healthcare products Regulatory Agency

QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO INDUSTRIAL PRODUCTS published 1 February 2019 from the European Commission

The Medical Devices (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019

3 型式認証

Guidance: Vehicle type-approval if there's no Brexit deal, published 25 February 2019, from: Department for Transport, Vehicle Certification Agency and Driver and Vehicle Standards Agency
QUESTIONS AND ANSWERS RELATED TO THE UNITED KINGDOM'S WITHDRAWAL FROM THE EUROPEAN UNION WITH REGARD TO TYPE-APPROVAL OF VEHICLES, SYSTEMS, COMPONENTS AND SEPARATE TECHNICAL UNITS, the European Commission, 6 March 2019

Regulation (EU) 2019/26 of the European Parliament and of the Council of 8 January 2019 complementing Union type-approval legislation with regard to the withdrawal of the United Kingdom from the Union (Text with EEA relevance)

4 医薬品

COM (2019) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, published 4 September 2019, from the European Commission

Guidance: Further guidance note on the regulation of medicines, medical devices and clinical trials if there's no Brexit deal, updated 3 September 2019 from: Medicines & Healthcare products Regulatory Agency

Questions and Answers related to the United Kingdom's withdrawal from the European Union with regard to the medicinal products for human and veterinary use within the framework of the Centralised Procedure, European Commission and European Medical Agency

Withdrawal of the United Kingdom and EU rules for batch testing of medicinal products, dated 21 February 2019, the European Commission

5 食品表示

Brexit: Changes to health and identification marks Last updated 13 September 2019 from: Food Standards Agency

Guidance: Food labelling changes if there's a no-deal Brexit, published 5 February 2019, last updated 23 August 2019, from: Department for Environment, Food & Rural Affairs

NOTICE TO STAKEHOLDERS, WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU FOOD LAW AND EU RULES ON QUALITY SCHEMES, REV2, published 20 March 2019, from the European Commission

6 金融

COM (2019) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, published 4 September 2019, from the European Commission

Final Report EMIR RTS on the novation of contracts for which the clearing obligation has not yet taken effect, from the European Securities and Markets Authority, published 8 November 2018

Guidance: Information for financial institutions if there's no Brexit deal, updated 14 August 2019, from HM Treasury

The financial services contracts regime, published 17 December 2018, last updated 30 April 2019, from Financial Conduct Authority

The temporary permissions regime for inbound passporting EEA firms and funds, first published 24 July 2018. Last updated 29 August 2019, from Financial Conduct Authority

7 輸送

Early applications related to Brexit, update of 01/04/2019, the European Union Aviation Safety Agency

Guidance: Air services from the EU to the UK if there is a no- deal Brexit Policy statement on UK position on rights for airlines from EU countries, and the basis on which flights will continue if there is a no-deal Brexit, published 7 March 2019, last updated 5 September 2019, from: Department for Transport and Civil Aviation Authority

Guidance: Rail transport, safety and technical standards if there's no Brexit deal, published 30 May 2019 from Department for Transport

Guidance: Run international bus or coach services and tours after Brexit, published 9 August 2019, from: Department for Transport, Driver and Vehicle Licensing Agency, Traffic Commissioners for Great Britain, and Driver and Vehicle Standards Agency

NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU AVIATION SAFETY RULES, published 18 January 2019, from the European Commission
REGULATION (EU) 2019/494 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 March 2019 on certain aspects of aviation safety with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union (Text with EEA relevance)
Regulation (EU) 2019/501 of the European Parliament and of the Council of 25 March 2019 on common rules ensuring basic road freight and road passenger connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union (Text with EEA relevance)

Regulation (EU) 2019/502 of the European Parliament and of the Council of 25 March 2019 on common rules ensuring basic air connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the Union (Text with EEA relevance)

REGULATION (EU) 2019/503 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 March 2019 on certain aspects of railway safety and connectivity with regard to the withdrawal of the United Kingdom from the Union (Text with EEA relevance)

IV. その他の制度的留意点

1 情報社会サービス

COUNCIL DIRECTIVE (EU) 2017/2455 of 5 December 2017 amending Directive 2006/112/EC and Directive 2009/132/EC as regards certain value added tax obligations for supplies of services and distance sales of goods

Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce')

Explanatory memorandum for the Electronic Commerce Directive (Adoption and Children) (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 (revised)

Guidance: VAT IT system changes for businesses outside the UK in a no-deal Brexit, published 18 March 2019, from HM Revenue & Customs

REGULATION (EU) 2019/517 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019 on the implementation and functioning of the .eu top-level domain name and amending and repealing Regulation (EC) No 733/2002 and repealing Commission Regulation (EC) No 874/2004 (Text with EEA relevance)

2 現地雇用

Citizens' rights, EU27 Member States measures on residence rights of legally residing UK nationals and social security entitlements related to the UK in case of no deal, the European Commission COUNCIL DIRECTIVE 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents

Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer

Guidance: Moving to the UK after Brexit: EU citizens and their families, Published 28 January 2019, Last updated 6 September 2019, from Home Office and UK Visas and Immigration

3 駐在員

COUNCIL DIRECTIVE 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents

Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer

News story: Home Secretary announces new skills-based immigration system, published 19 December 2018, from Home Office

Schengen Visa Information

4 個人データ保護

Data protection if there's no Brexit deal, published 9 September 2019, the Information Commissioner's Office

Information note on data transfers under the GDPR in the event of a no-deal Brexit, adopted on 12 February 2019, the European Data Protection Board

Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)

英国のEU離脱に係る対応について 2019年3月15日 個人情報保護委員会

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント 2019年1月23日

日EU間のデータ越境移転について 個人情報保護委員会

5 専門資格

DIRECTIVE 2005/36/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications

NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF REGULATED PROFESSIONS AND THE RECOGNITION OF

PROFESSIONAL QUALIFICATIONS, published 21 June 2018, from the European Commission

Recognition of professional qualifications: guidance for regulatory bodies, published 10 April 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy and Department for Education

6 EU補助金

COM (2019) 394 final: Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank, published 4 September 2019, from the European Commission

COM (2019) 461 final: Proposal for a Council Regulation on measures concerning the implementation and financing of the general budget of the Union in 2020 in relation to the withdrawal of the United Kingdom from the Union

Council Regulation (EU, Euratom) 2019/1197 of 9 July 2019 on measures concerning the implementation and financing of the general budget of the Union in 2019 in relation to the withdrawal of the United Kingdom from the Union

Guidance The government's guarantee for EU-funded programmes if there's no Brexit deal, Updated 8 August 2019, from HM Treasury

7 知的財産権

Agreement on a Unified Patent Court (UPC), European Council Council of the European Union

Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs

Guidance: Changes to registered design, design right and international design and trade mark law if the UK leaves the EU without a deal, updated 19 September 2019, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy, Department for Exiting the Euro

Guidance: Changes to trade mark law in the event of Brexit without a withdrawal agreement, updated 19 September 2019. from: Department for Business Innovation & Skills, and Intellectual Property Office;

Guidance: Patents if there's no Brexit deal, published 24 September 2018, from Department for Business, Energy & Industrial Strategy

Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark

NOTICE TO STAKEHOLDERS: WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR TRADEMARKS AND COMMUNITY DESIGNS PURSUANT TO REGULATION (EU) 2017/1001 ON THE EUROPEAN UNION TRADE MARK AND REGULATION (EC) NO 6/2002 ON COMMUNITY DESIGNS, dated 22 January 2018, from the European Commission and the European Union Intellectual Property Office

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190015>

「英国の合意なきEU離脱に備えたビジネス上の制度的留意点」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシアCIS課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載